

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年3月31日
【事業年度】	第15期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
【会社名】	株式会社メタップス
【英訳名】	Metaps Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 祐一郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【電話番号】	(03) 5962 - 6450 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 萩野矢 宏樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア
【電話番号】	(03) 5962 - 6450 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長 萩野矢 宏樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年8月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	10,240	13,292	5,020	5,739	5,905
営業利益又は営業損失 () (百万円)	214	2,990	563	3,298	1,858
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 () (百万円)	454	2,861	108	4,054	1,592
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	367	2,959	329	4,015	1,138
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	7,787	4,899	5,662	9,846	8,741
総資産額 (百万円)	22,686	20,884	21,921	31,500	28,112
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	576.36	359.64	417.34	715.40	634.89
基本的1株当たり当期利益又は損失 () (円)	33.89	211.29	7.93	297.13	115.92
希薄化後1株当たり当期利益又は損失 () (円)	33.89	211.29	7.93	263.23	115.92
親会社所有者帰属持分比率 (%)	34.3	23.5	25.8	31.3	31.1
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	6.3	45.1	2.0	52.3	17.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	3.28	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	396	644	271	1,226	1,091
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	378	946	147	5,538	1,149
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	374	761	1,866	1,261	877
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,054	4,683	6,648	11,648	10,961
従業員数 (人)	317	272	256	229	168
(外、平均臨時雇用者数)	(36)	(29)	(26)	(22)	(31)

(注) 1. 国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 第11期、第12期、第13期及び第15期における株価収益率については、基本的1株当たり当期損失であるため記載しておりません。
3. 第12期は、決算期変更により2018年9月1日から2019年12月31日までの16ヶ月間となっております。
4. 第14期より海外セグメントを非継続事業に分類しております。第13期の関連する各数値については、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。
5. 第15期よりMetaps Plus Inc. を非継続事業に分類しております。第14期の関連する各数値については、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2018年 8月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
営業収益 (百万円)	1,359	1,160	1,176	1,287	1,050
経常利益又は経常損失() (百万円)	191	262	218	521	287
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	82	6,118	943	5,203	277
資本金 (百万円)	5,420	5,443	5,443	100	100
発行済株式総数 (株)	13,462,310	13,566,910	13,566,910	13,730,018	13,730,018
純資産額 (百万円)	9,397	3,311	4,255	9,605	9,328
総資産額 (百万円)	12,960	6,537	7,223	12,241	11,770
1株当たり純資産額 (円)	696.13	243.28	312.83	698.78	678.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	6.13	451.92	69.55	381.40	20.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	6.06	-	63.10	337.54	-
自己資本比率 (%)	72.3	50.5	58.8	78.4	79.2
自己資本利益率 (%)	0.9	-	22.2	75.2	-
株価収益率 (倍)	423.51	-	11.33	2.55	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	30 (16)	35 (9)	61 (14)	63 (20)	54 (29)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	83.0 (109.6)	27.8 (112.6)	23.4 (120.9)	31.2 (136.3)	18.2 (132.9)
最高株価 (円)	4,740	2,731	1,140	1,710	978
最低株価 (円)	1,900	856	391	721	502

- (注) 1. 第12期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第12期及び第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第12期及び第15期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
5. 第12期は、決算期変更により2018年9月1日から2019年12月31日までの16ヶ月間となっております。
6. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(グロース市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

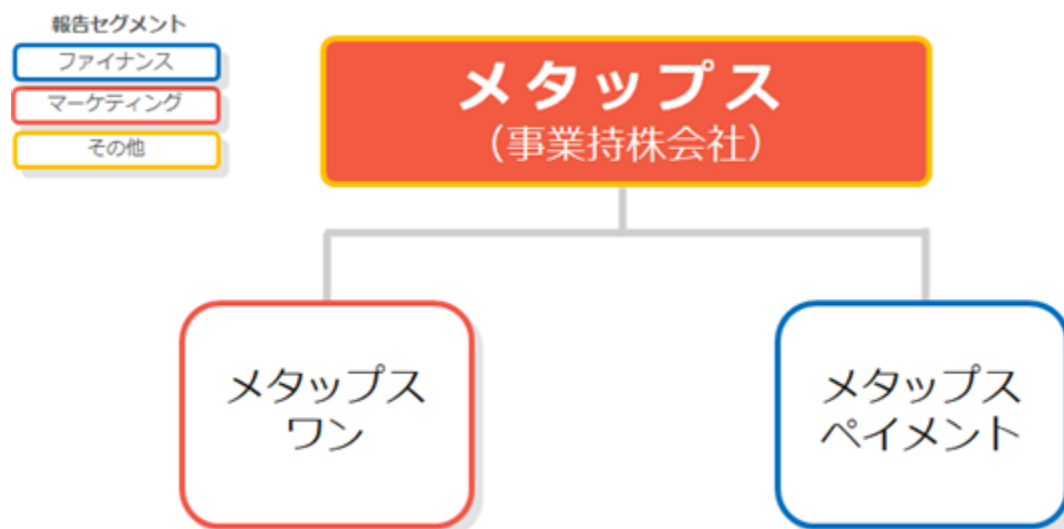
2 【沿革】

年月	概要
2007年 9月	イーファクター株式会社を設立。SEO（検索エンジン最適化）を中心としたマーケティングコンサルティングサービスの提供を東京都世田谷区で開始
2010年 6月	東京都新宿区新宿六丁目29番 8号に本社移転
2010年 7月	共同購入型のクーポンサイト“ TOKUPO（トクポ） ”を開設
2011年 4月	アプリ収益化プラットフォーム“ metaps ”のサービス提供を開始
2011年 6月	SEO事業をngi group株式会社（現ユナイテッド株式会社）へ譲渡
2011年 6月	シンガポール子会社、Metaps Pte. Ltd.を設立
2011年12月	イーファクター株式会社から株式会社メタップスに社名変更
2012年 4月	香港駐在員事務所を設置
2012年 6月	東京都新宿区新宿二丁目 5 番12号に本社移転
2012年10月	米国支店、Metaps Internationalを設立
2013年 4月	共同購入型のクーポンサイト“ TOKUPO（トクポ） ”をテレビ東京ブロードバンド株式会社（現株式会社テレビ東京コミュニケーションズ）へ事業移管
2013年 4月	韓国支店、Metaps Koreaを設立
2013年10月	台湾支店、新加坡商媒達思股份有限公司台湾分公司を設立
2013年12月	中国子会社、盈利点信息科技有限公司（上海）有限公司を設立
2014年 4月	オンライン決済プラットフォーム“ SPIKE ”のサービス提供を開始
2014年 6月	英国にMetaps Pte. Ltd.の子会社として、Metaps Europe Limitedを設立
2014年10月	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号住友不動産新宿オークタワー30階に本社移転
2015年 5月	国内子会社、株式会社デジタルサイエンスラボを合併で設立
2015年 6月	韓国支店を閉鎖し、韓国子会社Metaps Korea Inc.を設立
2015年 8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2015年10月	韓国のNextapps Inc.を子会社化
2016年 4月	ペイデザイン株式会社を完全子会社化
2016年 7月	韓国子会社、Nextapps Inc.が韓国子会社Metaps Korea Inc.を吸収合併
2016年 8月	韓国子会社、Nextapps Inc.からMetaps Plus Inc.に商号変更
2016年11月	韓国のSmartcon Co. Ltd.を子会社化
2016年12月	株式会社メタップスリンクスを設立し、国内マーケティング関連サービスに関する権利義務を承継
2017年 9月	Metaps & Luminous Media International Corporationを子会社化
2017年12月	国内子会社、ペイデザイン株式会社から株式会社メタップスパイメントに商号変更
2017年12月	東京都港区三田一丁目 4 番 1 号住友不動産麻布十番ビル 3 階に本社移転
2018年 6月	KOL Media Limitedを完全子会社化
2018年 8月	アズアンドコー株式会社を完全子会社化
2018年10月	株式会社タイムバンクがMBOを実施、当社の保有する同社の全株式を譲渡
2018年11月	株式会社pringが第三者割当増資を実施、当社連結子会社から持分法適用関連会社に異動
2018年12月	中華圏事業を統括する中間持株会社としてMetaps Entertainment Limitedを設立
2019年 1月	国内子会社、ピカム株式会社が株式会社メタップスインタラクティブ及びアズアンドコー株式会社を吸収合併し、株式会社メタップスワンに商号変更
2019年 4月	株式会社VSbiasが第三者割当増資を実施、当社の連結範囲から除外
2020年 3月	韓国子会社、UPSIDE CO., LTD の全株式を譲渡
2020年 5月	株式会社メタップスを存続会社、株式会社メタップスリンクスを消滅会社とする吸収合併を実施
2021年 2月	株式会社メタップスアルファの全株式を譲渡
2021年 3月	Metaps Entertainment Limitedの全株式を譲渡
2021年 7月	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエアに本社移転
2021年 9月	株式会社pringの全株式を譲渡
2022年 6月	韓国子会社、Mafin Inc.の全株式を譲渡

3【事業の内容】

事業環境

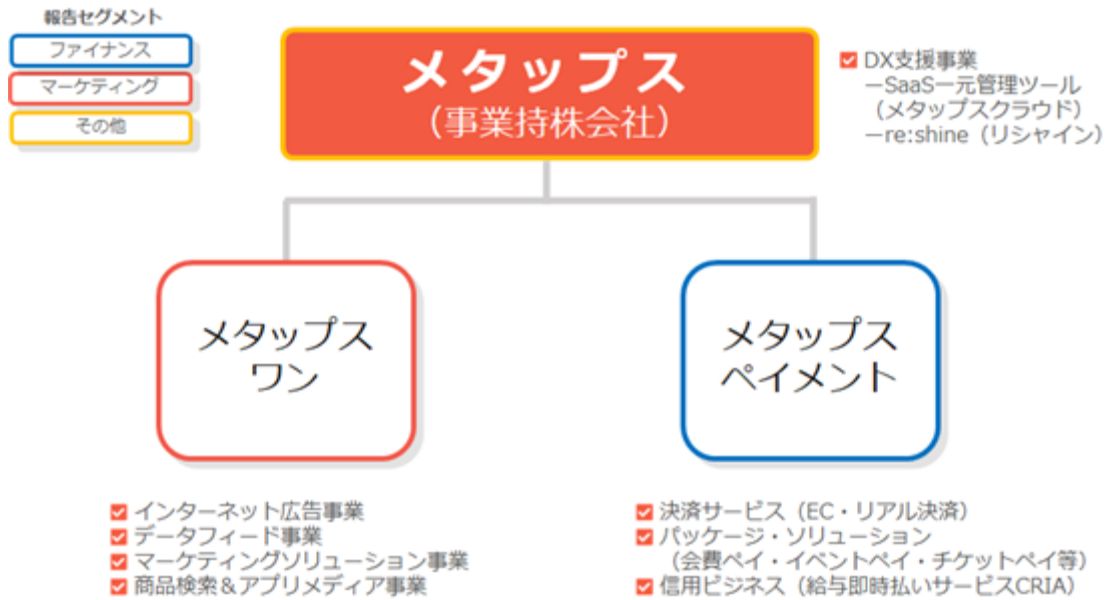
ビッグデータ、人工知能やブロックチェーンといった新たな技術の誕生により、産業や社会のあり方も大きく変わろうとしています。特に新型コロナウイルス感染症の拡大を機に広がった新たな日常（New Normal）への対応により、人の価値観が大きく変化、社会は「集中」から「分散」が進み、国や企業のあり方・役割も変化することで、「個の時代」、「自律分散社会」への移行が進んでおります。私たちは、テクノロジーを駆使し、あらゆるビジネスの自動化と効率化を進めることで、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを、常に先行して生み出し提供することをグループの使命としています。メタップスグループは、株式会社メタップスを事業持株会社として構成する企業集団で、「ファイナンス事業」、「マーケティング事業」及び「その他」の分野で事業活動を展開しています。



事業の内容

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いインターネット領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、フィンテック、ブロックチェーンといった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、ファイナンス及びマーケティングを2つの事業の柱としながら、新たにDX支援事業を立ち上げ、SaaSサービスの展開や、ブロックチェーン技術を活用した新規サービスの開発を積極的に行っております。また2020年8月に中期経営計画「The Road To 2025」を策定し、決済を中心とするフィンテック領域、成長戦略の軸であるDX支援事業、中長期で着実な利益成長が可能なストック型ビジネスに重点的に投資することを決定いたしました。変化の大きい事業環境の中でも安定的な収益基盤を築き、社会のDX化とフィンテックの発展を推進し、当社のビジョンとミッションの実現を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は当社事業にも様々な影響を及ぼしました。特にファイナンス事業においては、旅行・ホテル関連やイベント関連決済の需要が大幅に減少、その影響は当連結会計年度においても継続しております。一方、同事業のパッケージ・ソリューション及び信用ビジネスが好調に拡大しており、当社グループの成長の基軸となっております。感染症拡大を契機とした社会の変化は新たな顧客ニーズを開拓する機会と捉え、既存サービスの刷新を含め、積極的な事業展開を継続してまいります。なお、子会社である株式会社メタップスペイメントにおける不正アクセスへの対応にかかる費用として2,136百万円を計上いたしました。



ファイナンス事業においては、子会社である株式会社メタップスペイメントを中心に、法人向けの決済事業の他、成長著しいフィンテックの分野において、給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」を中心とする信用ビジネスや、スクール・定額制サービス向けの業務管理ツール「会費ペイ」などのパッケージ・ソリューションサービスを含め、様々な新規サービスを展開しております。

マーケティング事業においては、子会社である株式会社メタップスワンを中心に、国内法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のテクノロジーを駆使した“データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを展開しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社 メタップスペイメント (注)2、3	東京都港区	1,134百万円	ファイナンス事業	80.00	役員の兼任あり
株式会社 メタップスワン (注)2、3	東京都渋谷区	100百万円	マーケティング事業	100.00	役員の兼任あり
その他 1社					

(注)1. Metaps Plus Inc.は、2022年12月23日付で解散したため、重要な子会社から除外いたしました。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 株式会社メタップスペイメント、株式会社メタップスワンにつきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位:百万円)

	株式会社 メタップス ペイメント (日本基準)	株式会社 メタップスワン (日本基準)
売上高	2,369	2,914
税引前当期利益(は損失)	1,424	148
当期利益(は損失)	1,229	111
資本合計	932	501
資産合計	17,842	892

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
ファイナンス	79	(2)
マーケティング	35	(-)
その他	54	(29)
合計	168	(31)

- (注) 1. 海外事業の売却により、合計使用人数は前連結会計年度末と比較し大幅に減少しております。
2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
54 (29)	38.6	2.8	7

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社の従業員は全員、特定のセグメントに属さない部門の従業員です。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項における将来に関する記載は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、「第2 事業の状況 2「事業等のリスク」などに記載された事項及びその他の要素によって、当社の実際の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況が、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。

経営方針

基本理念

当社は、グループの共通の価値観として、以下のMISSION（存在意義）、VISION（目指す姿）、VALUE（重要視する価値観）を掲げております。

MISSION: テクノロジーでお金と経済のあり方を変える

VISION: 世界を解き放つ ~Unleash the World~

VALUE: Metaps People Quality (MPQ) (完遂力、思考力、スピード、変革力、組織力)

中期経営計画「The Road To 2025」について

当社グループは、決済を中心とするフィンテック領域への重点投資、SaaSを中心とするDX支援事業への成長投資、及びストック型ビジネスの強化を軸とする中期経営計画「The Road To 2025」を掲げております。

経営環境及び対処すべき課題

組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会による監査等を基軸とするコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、テクノロジー領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めてまいります。

新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するテクノロジー業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後、ファイナンス事業を主軸に、DX支援を軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

情報セキュリティ体制の強化

当社グループの提供するサービスでは、個人情報などの機密情報を取り扱っております。当社グループは、お客様からお預かりした情報資産をはじめ、会社の情報資産をあらゆる脅威からの保護するため、十分な情報セキュリティ対策を確保することが当社の重要な経営課題と認識し、情報セキュリティ基本方針を策定し、推進しております。今後も引き続き、技術的セキュリティ向上のみならず、組織全体のマネジメント体制も含め、情報セキュリティ体制の継続的な改善に努めてまいります。

上記施策により、内部管理体制やコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、更なる事業拡大に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識し、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

業界環境について

(1) 電子決済業界について

ファイナンス事業において、消費者向け電子商取引（EC）をはじめとした非対面販売を行う事業者（以下、加盟店）とクレジットカード会社等の各決済事業者との間の決済情報をつなぎ、加盟店に対して、クレジットカード等の決済業務が効率よく実現できるサービスを提供しております。当該電子商取引に係る決済市場は、「インターネットの普及」・「EC事業者の増加」・「消費者のEC事業者の利用拡大による電子商取引市場の拡大」の各要素の拡大により、今日まで成長を続けております。当社グループにおいても市場拡大のためさらなる情報セキュリティの向上、取引の安全性向上等に注力しておりますが、これらの要素の変化が当社グループのビジネスに影響を及ぼす可能性があります。また、ECをめぐる新たな法的規制や個人消費の衰退等により、EC普及の低迷やEC市場の停滞が発生した場合には、EC市場と密接な関係にある電子決済業界に属する当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット広告業界について

インターネット広告市場は近年拡大傾向にあるものの、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化等による影響を受けやすい状況にあります。当社グループでは、広告収入に頼らない新たなサービスの展開を模索しておりますが、今後これら広告の出稿状況に変化が生じた場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

経営成績の変動について

テクノロジー業界は、急速な進化・拡大を続けながらもまだ歴史が浅く、インターネット人口の推移、インターネット広告の市場規模、並びに新しいビジネスモデル等には、不透明な部分が多くあります。また、当社グループは、必要に応じて、子会社の設立を含めた新規事業を積極的に行ってまいります。このような環境下において、業績の見通しは、当社グループが一定の前提条件のもとに判断したものであり、その情報の正確性を保証するものではありません。そのため、様々な要因の変化による経営環境の変化等により、実際の業績や結果とは異なる可能性があります。また、将来の会計基準や税制の大きな変更があった場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社グループは、クレジットカード情報を扱っていること、更に、EC市場に立脚して、電子決済プラットフォームを提供していることから、割賦販売法、資金決済法の規制を受けております。当社グループでは顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たにEC・インターネット決済に関する規制、クレジットカード業界に関する規制、並びに資金決済法における資金保全義務（供託金等）に関する規制等の制定又は改正等が実施された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの取り組むマーケティング事業に関して、ビジネスの継続に著しく重要な影響を及ぼす法規制は現在のところありません。しかしながら、今後の法整備の結果によりインターネット広告業界全体が何らかの規制を受け、規制の結果、当社グループの事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、グループの企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置づけ、多様な施策を実施しております。当社では内部監査部を中心とした内部監査の実施等の施策により、適切な内部管理体制を維持、構築しておりますが、今後、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスクについて

当社グループは、今後の事業拡大を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。しかしながら、事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合や、代表取締役を含む役員、幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、何らかの理由によって退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、インターネットを用いたサービスを展開しており、当社グループのサービス提供に必要なコンピュータネットワークをはじめとする情報セキュリティの強化を推進しております。しかしながら、コンピュータウイルス等は日々新種が増殖しているといわれており、その時点で考えうる万全の対策を行っていたとしても、コンピュータシステムの瑕疵、コンピュータウイルスへの感染、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入、役員・パートナー事業者の過誤、自然災害、急激なネットワークアクセスの集中、予想しえない悪意による不正行為等により、重要データの漏洩、コンピュータプログラムの不正改ざん等の損害が発生する可能性があり、その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用下落等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理し、その遵守に努めております。しかしながら、不測の事態により情報セキュリティに係るリスクが発生し、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合等には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等の損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社グループは、インターネットビジネス業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しておりますが、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識していない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、多額の費用と時間が係るにより、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等に係るリスクについて

地震や台風等の自然災害、未知のコンピュータウイルス、テロ攻撃、システムトラブル又は伝染病といった事象が発生し、当社グループがそれらの影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループではシステムをクラウドで管理する等、リスクの分散を図っておりますが、当社グループの拠点及びコンピュータネットワークのインフラが整備されている地域において、自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があり、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開に伴うリスクについて

当社グループは、一般消費者を対象とするサービスを展開していることから、予期せず風評被害を受ける可能性があります。係る場合には、当社グループのブランドイメージが毀損し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業に係るリスクについて

(1) ファイナンス事業に係るリスクについて

電子決済市場は、EC市場の拡大に伴い順調な成長をしております。しかしながら、景気動向等を要因としたEC市場の停滞に伴う決済額の縮小や、加盟店舗の減少等が起きた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) マーケティング事業に係るリスクについて

インターネット広告市場は、順調な成長をしております。しかしながら、広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性や、広告主の経営状態の悪化、広告の誤配信等により、広告代金の回収が出来ず、媒体主等に対する支払債務を負担する可能性があります。また、媒体主との取引が継続されず広告枠や広告商品の仕入れが出来なくなった場合及び取引条件等が変更された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新によるサービスの陳腐化について

電子決済分野におけるテクノロジーは、ECにおける決済手段の多様化やスマートフォン利用の拡大等により、常に進化しております。当社グループでは、安全で便利な決済環境を利用者に提供するため、既存サービスの充実及び新規サービスの開始を積極的に進める等、技術革新への対応を進めております。しかしながら、今後当社グループが新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合、競合他社に対する競争力が結果として低下する恐れがあり、場合によっては当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

同様に、インターネットの広告市場は今後の成長分野として注目されており、広告の効果とメディア価値を向上させるために様々な技術開発や取り組みが行われております。当社グループも広告配信システムの開発や改善、機能の追加、データ分析やマーケティングの新たな手法の導入等を積極的に行っておりますが、新たな技術や手法が出現した場合、当社グループが提供しているサービスの競争力が著しく低下する可能性があります。

また、スマートフォン端末向け広告については、スマートフォン端末に搭載されるOS(Operating System)の提供者によるガイドライン、機能の変更等により、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

ファイナンス事業の属する電子決済業界において、決済サービスの提供という観点からは、複数の競合他社が存在しております。当社グループでは、決済サービスの提供にとどまらず、グループ全体の資産を活用した包括的なサービスを提供しており、今後とも常に一步先を行くスピーディーな事業展開と、プロダクト開発体制の強化を進めていくことで他社との差別化を図ってまいります。今後競合他社が当社グループのサービスを模倣・追随し、これまでの当社グループの特徴が標準的なものとなり差別化が難しくなること、これまでにない全く新しい技術を活用した画期的なサービスを展開する競合他社が出現すること等の事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

同様にマーケティング事業の属するインターネット広告業界にも、現在複数の競合会社が存在しており、相互に競争関係にあります。当業界は特に大規模なシステム投資を必要とするものではないため、参入障壁は一般的に高くないとされ、厳しい競争環境にあると判断しております。当社グループとしては、今後もより広告主の利便性を重視したシステムの開発や顧客ニーズを捉えたトータルプランニングを推進することで、競争優位性の維持に尽力してまいります。将来、競合他社がより競争力の高い営業戦略を掲げて優位性を築いたり、新規参入者が新たなビジネスモデルを創造したりした場合、当社グループの優位性が損なわれること等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

配当政策（無配）について

当社グループは、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社グループは、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。前記のとおり、当社グループは成長過程にあると認識していることから、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えているため、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

税務上の繰越欠損金について

第15期連結会計年度末には、当社グループに税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

新型コロナウイルス感染症の拡大は当事業にも様々な影響を及ぼしました。特にファイナンス事業においては、旅行・ホテル関連やイベント関連決済の需要が大幅に減少、その影響は当連結会計年度においても継続しております。一方、同事業のパッケージ・ソリューション及び信用ビジネスが好調に拡大しており、当社グループの成長の基軸となっております。感染症拡大を契機とした社会の変化は新たな顧客ニーズを開拓する機会と捉え、既存サービスの刷新を含め、積極的な事業展開を継続してまいります。なお、子会社である株式会社メタップスペイメントにおける不正アクセスへの対応にかかる費用として2,136百万円を計上いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,905百万円（前年同期比2.9%増）、営業損失1,858百万円（前連結会計年度は営業利益3,298百万円）、税引前損失1,835百万円（前連結会計年度は税引前利益3,250百万円）、当期損失1,767百万円（前連結会計年度は当期利益4,106百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失1,592百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期利益4,054百万円）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

なお、Metaps Entertainment Limited及びMafin Inc.の株式譲渡の決定並びにMetaps Plus Inc.の解散の決定に伴い、海外セグメントを非継続事業に分類し、報告セグメントから除外いたしました。前年同期比較においては、前年同期の数値として変更後のセグメント区分に組み替えた数値を用いております。

各報告セグメントの主な会社は、以下のとおりです。

セグメント名称	主な会社
ファイナンス	株式会社メタップスペイメント
マーケティング	株式会社メタップスワン

ファイナンス

法人企業向けの決済事業の他、成長著しいフィンテックの分野において、給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」を中心とする信用ビジネスや、スクール・定額制サービス向けの業務管理ツール「会費ペイ」などのパッケージ・ソリューションサービスを含め、様々な新規サービスを展開しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大・長期化する中、旅行代理店やホテル、イベント関連の決済代行サービスの一部において需要低迷が継続したものの、パッケージ・ソリューションサービスや信用ビジネスの成長が寄与し、事業全体は堅調に推移いたしました。

この結果、ファイナンスにおける売上高は2,384百万円（前年同期比5.5%増）、セグメント利益は812百万円（前年同期比12.0%増）となりました。

マーケティング

国内法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のテクノロジーを駆使した“データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを展開しております。

当連結会計年度においては、ECや電子書籍関連の広告が堅調に推移したことにより売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、マーケティングにおける売上高は2,914百万円（前年同期比4.0%増）、セグメント利益は224百万円（前年同期比36.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末11,648百万円に比べ687百万円減少し、10,961百万円となりました。当連結会計年度における、各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は 1,091百万円となりました。これは主に税引前当期利益(損失) 1,835百万円、営業債権及びその他の債権の増減額1,804百万円、並びに営業債務及びその他の債務の増減額 1,241百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は 1,149百万円となりました。これは主に子会社の支配喪失による増減額 859百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は877百万円となりました。これは主に短期借入れによる収入1,960百万円、及び短期借入金の返済による支出 960百万円によるものです。

(4) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
ファイナンス	2,384	5.5
マーケティング	2,900	7.6
その他	622	20.6
合計	5,905	2.9

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
StockTech株式会社	1,078	18.8	1,301	22.0

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を全て満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

のれんについては、将来において当初想定した収益が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、のれんの減損処理を行う可能性があります。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の資産合計は28,112百万円となり、前連結会計年度末の資産合計31,500百万円と比べ3,388百万円減少しました。これは主に、売却目的で保有する資産が2,282百万円、営業債権及びその他の債権が1,230百万円減少したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は18,832百万円となり、前連結会計年度末の負債合計21,526百万円と比べ2,694百万円減少しました。これは主に、売却目的で保有する資産に直接関連する負債が1,868百万円、営業債務及びその他の債務が1,086百万円減少したことによるものです。

(資本)

当連結会計年度末の資本合計は9,280百万円となり、前連結会計年度末の資本合計9,974百万円と比べ694百万円減少しました。これは主に、利益剰余金が1,592百万円減少、その他の資本の構成要素が393百万円増加、並びに非支配持分が411百万円増加したことによるものです。

経営成績の分析

経営成績の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)業績」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループにおける事業基盤を維持し、更に強固なものにするためにも、当社及び当社子会社における継続したサービスの刷新や安定した人材確保が重要と考えており、既存事業の運転資金、システム開発のための設備投資や将来的なM&A等の資金需要があります。

必要な資金は手元資金で賄うことを基本方針としていますが、必要に応じて金融機関からの借入や社債の発行、エクイティファイナンス等を活用しており、今後も資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討する予定です。

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

戦略的現状と見通し

ファイナンス事業を主軸に既存サービスの機能強化を進めると同時に、DX支援等の新規事業の開発にも積極的に取り組んでまいります。世界中に溢れる膨大なデータを活用し、我々の生活を向上させるためのサービスやソリューションを常に業界に先駆けて生み出し、提供していくことが当社の使命と考えており、今後もデータを競争力として、デバイスの進化と共にマネタイズモデルを拡大させてまいります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めております。当社が今後も持続的に成長するためには、事業規模の拡大に合わせて人材拡充を進めると同時に、教育研修制度や定着率アップのための福利厚生制度の拡充を図る必要があると認識しております。また、事業領域の拡大に対応した内部管理体制の強化等の組織整備を進めていく方針にあります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、マーケティング事業及びファイナンス事業における新規開発や運営機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は125百万円（無形資産含む、使用权資産の取得を除く）であり、主にその他事業におけるソフトウェアの取得によるものです。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	その他	事務所他	-	1	6	7	54(29)

(2) 国内子会社

2022年12月31日現在

会社名、 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
株式会社 メタップス ペイメント本社 (東京都港区)	ファイナンス	事務所他	-	12	121	142	79(2)
株式会社 メタップス ワン本社 (東京都渋谷区)	マーケティング	事務所他	-	13	0	13	35(-)

(注) 1. 提出会社の本社及び株式会社メタップスワンの本社は連結会社以外からの同じ賃借設備で、年間賃借料は65百万円であります。

2. 株式会社メタップスペイメントの本社は連結会社以外からの賃借設備で、年間賃借料は42百万円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,730,018	13,730,018	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式であります。 単元株式数は 100株でありま す。
計	13,730,018	13,730,018	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第14回新株予約権

決議年月日	2019年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 26 子会社取締役 6 子会社従業員 8
新株予約権の数(個)	3,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 330,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,780 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2029年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり1,780 (注)3 資本組入額 1株当たり 890 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権は引き受ける者に対して公正価値にて有償で発行するものであり、新株予約権1個当たりの発行価額は100円とする。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものである。

割当日: 2019年2月1日

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 行使に際して出資される財産の価格は、1株あたりの払込金額(以下「行使価格」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価格は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年1月11日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,780円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移動の場合は除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる行使可能割合を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日1日から行使することができる。

- (a) 営業利益が7,000百万円を超過した場合 行使可能割合：70%
- (b) 営業利益が8,000百万円を超過した場合 行使可能割合：80%
- (c) 営業利益が9,000百万円を超過した場合 行使可能割合：90%
- (d) 営業利益が10,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとする。また、会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇などにより退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権を行使できないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済み株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ得られる再編後行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

その他新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第15回新株予約権

決議年月日	2019年10月11日
新株予約権の数(個)	12,542
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,254,200 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	897 (注)2、3、4、5
新株予約権の行使期間	自 2019年10月30日 至 2024年10月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	当初発行価格 1株当たり 897 (注)2、3、4、5 資本組入額 1株当たり 449 (注)6
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,254,200株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記(2)乃至(4)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が下記4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記4(2)及び4(4)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、下記4(2)の に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。行使価額は下記3に定める修正又は下記4に定める調整を受ける。

3. 行使価額の修正

当社は、2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日を修正日として、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。))が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする。但し、下限修正価額は下記4に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整を受ける。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本項(3)の に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)

(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとします。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項(2)の の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項(2)又は(4)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項(2)の

の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 上記本項(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 前項により行使価額の修正を行う場合、又は上記本項(2)乃至(4)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 2020年4月22日から2020年4月29日まで(当日を含む)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、下限修正価額(897円)を下回ったため、行使価額は、2020年4月29日を修正日として1,196円から897円へ調整されました。行使価額の調整により、本新株予約権の潜在株式数に変更はありません。

6. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2019年10月11日
社債の総額(円)	1,499,988,000 (注)1
新株予約権の数(個)	49 (注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,672,226 (注)3、6
新株予約権の引換時の払込金額(円)	897 (注)4、5、6
新株予約権の行使期間	自 2020年10月30日 至 2024年10月29日 (注)7
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の転換価額及び資本組入額(円)	当初転換価額 1株当たり 897 (注)4、5、6 資本組入額 1株当たり 449 (注)8
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9
新株予約権付社債の残高(円)	1,377,540,000

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 社債の総額

(1) 募集社債の総額

金1,499,988,000円

(2) 各社債の金額

金30,612,000円1種。各社債の口数は49口とし、本社債は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。

(3) 払込金額

各社債の金額100円につき金100円。ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。

2. 新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

3. 新株予約権の目的となる株式、内容及び数

(1) 種類: 当社普通株式

(2) 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

4. 転換価額の修正

当社は、2020年4月29日、2021年4月29日及び2022年4月29日(以下、個別に又は総称して「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、897円とする(但し、3に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

5. 転換価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(下記本項(3)の)に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

普通株式の株式分割をする場合

調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価格は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(2)の)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記本項(2)又は(4)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、上記本項(2)の)の場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し

転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(4) 本項(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 4により転換価額の修正を行う場合、又は上記本項(1)乃至(4)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 2020年4月22日から2020年4月29日まで(当日を含む)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、下限修正価額(897円)を下回ったため、転換価額は、2020年4月29日を修正日として1,196円から897円へ調整されました。転換価額の調整に伴い、本転換社債型新株予約権の潜在株式数は1,672,226株に変更されました。

7. 2019年10月30日から2020年10月29日までの期間は本転換社債型新株予約権を行使しない旨を引受人との本引受契約で合意した。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記(1)乃至(10)に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記4と同様の修正及び5と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、本新株予約権の行使期間に準ずる制限に服する。

- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本項に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第15回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2022年10月1日から 2022年12月31日まで)	第15期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	266
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	26,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	897
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	24

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2022年10月1日から 2022年12月31日まで)	第15期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	4
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	136,508
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	897
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	122

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年9月1日 ～ 2018年8月31日 (注)1	普通株式 488,300	普通株式 13,462,310	729	5,420	729	5,409
2018年9月1日 ～ 2019年12月31日 (注)1	普通株式 104,600	普通株式 13,566,910	23	5,443	23	5,432
2021年1月1日 ～ 2021年12月14日 (注)1	普通株式 163,108	普通株式 13,730,018	73	5,517	73	5,506
2021年12月15日 (注)2	-	普通株式 13,730,018	5,417	100	-	5,506

(注)1 . 転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使による増加であります。

(注)2 . 2021年12月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、資本金の額を100百万円に減少し、5,417百万円をその他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	27	86	51	41	10,975	11,182	-
所有株式数(単元)(注)	-	1,943	26,950	7,092	8,698	446	92,071	137,200	10,018
所有株式数の割合(%)	-	1.42	19.63	5.17	6.33	0.33	67.12	100.00	-

(注) 1. 自己株式170株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に70株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
佐藤 航陽	東京都新宿区	2,116,000	15.41
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,851,700	13.48
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6-21	479,000	3.48
日本瓦斯株式会社	東京都渋谷区代々木4丁目31-8	435,200	3.16
山崎 祐一郎	東京都港区	406,000	2.95
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CHASHPB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	376,500	2.74
常任代理人 野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13-1		
渡辺 崇	東京都港区	286,300	2.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	169,500	1.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	PLUMTREE COURT.25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. 東京都港区六本木6丁目10-1	136,135	0.99
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	93,600	0.68
計	-	6,349,935	46.20

(注) 持株比率は自己株式(170株)を控除して計算しております。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,719,900	137,199	1(1) 「発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 10,018	-	-
発行済株式総数	13,730,018	-	-
総株主の議決権	-	137,199	-

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社メタップス	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 上記自己株式には、単元未満株式70株が含まれておりません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

2022年12月31日現在

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	170	-	170	-

3【配当政策】

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めております。

当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

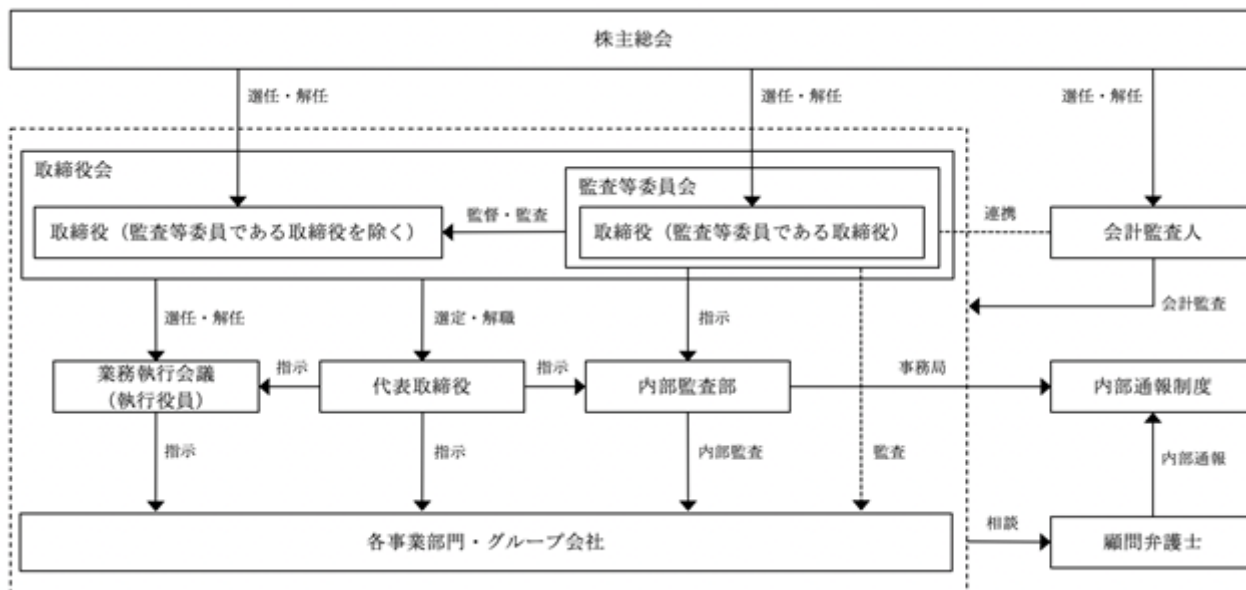
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると共に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためには、経営環境の変化を適時にキャッチアップし、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要

イ．当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ロ．会社の機関の基本説明

a. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役5名（うち社外取締役2名、4-(2)-参照）で構成しており、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、全ての取締役で構成されております。

b. 業務執行会議

取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎月1回開催する業務執行会議で審議を行うこととしております。業務執行会議は、代表取締役社長を議長とし、常務執行役員（山崎祐一郎、原大輔、萩野矢宏樹）と管理部門の管理職で構成されております。

c. 監査等委員会

当社は、2018年11月29日開催の定時株主総会の承認を経て、監査等委員会設置会社に移行しております。当社の監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役2名、4-(2)-参照）で構成し、委員長は、社外取締役である小笹文氏が務めております。監査等委員会は、月1回の定時に加え、重要案件が生じたときに臨時で開催し、各監査等委員の職務の遂行の状況の報告を受け、情報を共有し、監査の実効性の確保に努めております。監査等委員は取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。

監査等委員会監査の状況、内部監査の状況等、会計監査の状況その他の監査に関する事項は、後記「(3) 監査の状況」に記載しております。

企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の重要な課題の一つに位置づけています。

当社は、業務執行取締役への権限移譲を通じて、監督と業務執行を分離し、機動的な意思決定を行うとともに取締役会の監督機能を一層強化するために監査等委員会設置会社を採用しております。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を行うために執行役員制度を導入しております。

当社においては、2名の社外取締役により、経営全般に関する意見・指摘をいただき、業務執行取締役の監督においても重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性・中立性が確保されていると考えています。また、業務執行取締役及び常務執行役員の任期を1年とすることで、事業年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築しています。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、2018年12月25日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。（最終改定2021年11月30日）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- b. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
- c. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。
- d. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- f. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- g. 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口（以下、内部通報制度）を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査等委員へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。
- h. 内部通報制度や監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- i. 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が事務局となり、法務及び内部統制担当者等で構成されるリスク管理委員会で推進する。
- b. 販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、関係会社管理規程に基づいて行い、規程管理の事務局は管理本部が行う。
- c. 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会又は業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。
- d. 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- e. 内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び常務執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
- b.取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。
- c.取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。
- d.業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a.当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
- b.当社グループの業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理本部長を通じて、取締役会又は業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- c.グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。
- d.内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的実施し、その結果について代表取締役社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく代表取締役社長を通じて、取締役会又は業務執行会議に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- e.内部統制システムを整備するに当たっては、財務報告に係る内部統制評価実施マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- f.当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出を求める。
- g.当社は、定期的又は随時に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a.監査等委員会が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査等委員会と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査等委員会の補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- b.監査等委員会の補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- a.当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに監査等委員会に報告する。
- b.監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。
- c.内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査等委員会と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- d.内部統制担当部門は、監査等委員会と密な連携を保つとともに、監査等委員会からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- e.監査等委員会監査事務は内部監査部がこれを補助する。
- f.監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- a.当社グループの取締役及び使用人は監査等委員会又はその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。
- b.監査等委員会がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- c. 監査等委員会は監査法人との会合を定期的又は随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
- d. 監査等委員会は代表取締役との会合を定期的又は随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- b. 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- c. 内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会又は業務執行会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
- d. 上記a. からc. に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- e. 内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく代表取締役社長に報告し、併せて監査等委員会へ報告する。

ロ. 内部統制システムの運用状況

当事業年度の内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりになります。

- a. 当事業年度は、取締役会を17回（その他会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回）開催し、重要事項について審議・決議したほか、担当取締役から職務執行状況について報告を受けております。監査等委員3名（うち社外取締役2名）は、取締役会において独立した客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。
- b. 業務執行会議を毎月開催し、各事業責任者から事業報告を受けております。
- c. リスク管理委員会を毎月開催し、リスクマネジメント、コンプライアンス等の方針を検討しております。
- d. 当事業年度は、監査等委員会を13回開催し、監査計画に基づき内部監査部と連携して調査を実施するとともに、取締役、会計監査人との間で情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

ハ. リスク管理態勢の整備の状況

当社は、管理本部が主管部署となり、リスク管理委員会を通じて、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、当社のリスクの早期発見と未然防止に努めると共に、顧問弁護士を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定数は6名以内、また監査等委員である取締役の定数は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）である口ウ・フェイ氏、小笹文氏及び佐野綾子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をすべての取締役（監査等委員含む）と締結しており、その職務を行うについて悪意がなかったと認められる場合に限り、同項第1号の費用を、悪意又は重過失がなかったと認められる場合に限り、同項第2号の損失を、各々法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

1. 被保険者の範囲

当社の取締役（監査等委員含む）、執行役員及び子会社の取締役、監査役、執行役員が当該保険契約の被保険者に含まれます。

2. 保険契約の内容の概要

個人被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者が被る損害賠償金・争訟費用について、当該保険契約により補填されます。なお、保険料は全額当社負担となっております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 3名 女性 2名 (役員のうち女性の比率40%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山崎 祐一郎	1981年10月18日生	2006年6月 ドイツ証券株式会社入社 2011年3月 イーファクター株式会社(現当 社) 入社 2011年4月 当社取締役就任 2016年4月 ペイデザイン株式会社(現株 式会社メタップスペイメント) 取締役就任 2016年11月 当社取締役副社長就任 2018年11月 当社代表取締役社長就任(現任) 2021年3月 株式会社メタップスワン取締役就 任(現任) 2022年8月 株式会社メタップスペイメント代表 取締役社長就任(現任)	(注) 2	406,000
取締役	和田 洋一	1959年5月28日生	1984年4月 野村證券株式会社入社 2000年4月 株式会社スクウェア入社 2001年12月 同社代表取締役社長就任 2003年4月 株式会社スクウェア・エニックス (現 株式会社スクウェア・エ ニックス・ホールディングス) 代 表取締役社長就任 2015年5月 当社社外取締役就任 2016年8月 ワンダープラネット株式会社社外 取締役就任(現任) 2016年11月 当社取締役会長就任 2016年12月 ペイデザイン株式会社(現株式会 社メタップスペイメント) 取締役 就任(現任) 2017年11月 当社取締役就任(現任) 2018年3月 株式会社マイネット社外取締役就 任(現任) 2021年9月 株式会社夢真ビーネックスグルー プ(現 株式会社オープンアップ グループ) 社外取締役就任(現 任)	(注) 2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	ロウ・フェイ	1979年12月20日生	2005年4月 マッキンゼーカンパニー日本入社 2011年8月 D e N A 中国入社 2013年6月 当社入社 2016年3月 D X H U B 株式会社(旧社名 ジェーピーモバイル株式会社)取 締役に就任(現任) 2019年8月 株式会社 L i n c 最高戦略責任者 就任(現任) 2021年3月 当社取締役(監査等委員)就任 (現任)	(注)3	5,100
取締役 (監査等委員)	小笹 文	1977年1月28日生	1999年4月 株式会社リクルート入社 2006年6月 グーグル株式会社入社 2009年6月 株式会社ナインスラッシュワン代 表取締役社長就任 2011年3月 イベントレジスト株式会社最高業 務執行責任者(COO)就任 2012年1月 イベントレジスト株式会社取締役 最高業務執行責任者(COO)就 任 2018年7月 合同会社カラフル代表社員就任 (現任) 2021年3月 当社社外取締役(監査等委員)就 任(現任)	(注)1、3	-
取締役 (監査等委員)	佐野 綾子	1977年12月9日生	2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券 株式会社)入社 2009年1月 東京西法律事務所(現弁護士法人 T N L A W) 入所 2018年10月 東京地方裁判所民事調停官 2018年12月 あや総合法律事務所代表就任(現 任) 2019年3月 株式会社すかいらくホールディ ングス社外取締役に就任(現任) 2021年3月 当社社外取締役(監査等委員)就 任(現任)	(注)1、3	-
計					411,100

- (注)1. 取締役 小笹文氏及び佐野綾子氏は、社外取締役にあります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2023年3月30日から2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2023年3月30日から2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役小笹文氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社と同氏との間には人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

社外取締役佐野綾子氏は、証券会社における実務経験や、弁護士として税務を含む幅広い知見を有しているほか、他の上場会社で社外取締役に就任しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための方針を定めており、選任にあたっては、同方針に基づき、東京証券取引所の「独立役員の独立性に関する判断基準」等を参考にしております。

また、上記の社外取締役2名は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、社外取締役を2名とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。

なお、社外取締役は、取締役会又は監査等委員会等を通じて、監査等委員監査、内部監査及び会計監査の報告を受けると共に、必要に応じて適宜打合せを行い、相互関係を図っております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役を2名とすることで、取締役会の牽制及び経営監督機能を強化しております。社外取締役と内部監査、会計監査との関係につきましては「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員は、定期的な監査等委員会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の監督を行うとともに、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。

当事業年度は、経営課題への取り組み状況及び内部統制システムの整備運用状況を重点監査項目として監査活動を実施しました。

監査等委員は、内部監査部の業務従事者とともに、監査の環境整備及び社内の情報収集に努め、経営者の情報発信のモニタリングを行うとともに、毎月及び適時に内部監査部から報告を聴取し、内部統制システムの運用状況を日常的にチェックしその適正性を監査しました。また、監査等委員は、全員が取締役会及び監査等委員会への出席を通じ、独立・中立の立場から客観的に業務執行全般に関して意見を表明しました。

当事業年度は、監査等委員会を13回開催し、実施したすべての監査等委員会へ全委員が出席しました。なお、年間を通じて実施した監査活動結果、監査等委員会で決定した監査等委員の職務遂行に際して必要な重要事項及び実施予定の年間監査計画の概要等については、2月に開催した定時取締役会で報告を行いました。また、会計監査人より各四半期毎に監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について報告を求める等の情報共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取り組みを行っております。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長直轄の内部監査部が、内部監査計画に従い、グループ各社に対して業務監査を実施し、内部統制の整備運用の指導・支援を行っております。日常的なモニタリングは、重要な決裁書類・契約書等の閲覧を行うとともに、部門責任者への定期的なヒアリングを通じて統制の強化・充実を図っております。業務監査の結果は、年2回の定期と適時に代表取締役社長に対して報告しております。代表取締役社長は、監査結果報告に基づき、内部監査部を通じて被監査部門に対して改善を指示し、内部統制の維持改善を図っております。また、監査等委員会、会計監査人との間で三様監査打ち合わせを四半期毎に実施し、相互の監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を遂行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木 智佳子

指定有限責任社員・業務執行社員 林 壮一郎

（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名、その他 20名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、当社の監査等委員監査基準に準拠し、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性、品質管理体制、また監査報酬が合理的かつ妥当であるかなど（以下、会計監査人の選定方針）を総合的に判断し選定しております。

（会計監査人の解任又は不再任の決定の方針）

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動などを通じ、経営者・監査等委員会・財務経理部門・内部監査部などとのコミュニケーション、グループ全体の監査、不正リスクへの対応などが適切に行われているかという観点で評価した結果、会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	50	-	43	-
連結子会社	12	-	14	-
計	62	-	57	-

(注) 1. 当連結会計年度は、上記以外に前連結会計年度の監査に係る追加報酬9百万円を会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人に支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(PwCネットワークファーム)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	18	0	-	-
計	18	0	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社グループの規模、特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査法人から受けた監査計画、監査内容、作業時間、単価等についての説明について、これまでの実績も勘案し特段の問題がなく、また効率化への努力も確認できたためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、担当領域の規模・責任に応じた水準とすることを方針としており、固定報酬のみで構成されております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で外部専門機関の客観的な報酬調査データを参考に、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも総合的に勘案して、代表取締役、監査等委員である取締役及び管理本部長で構成される報酬諮問委員会の諮問に基づき、取締役会決議によって決定しております。監査等委員である取締役の報酬等に関しては、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会で常勤、非常勤の別、業務の分担等を勘案して決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2018年11月29日開催の第11期定時株主総会において月額30百万円以内と定められており、この支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役の員数は、提出日現在2名です。また、監査等委員である取締役の報酬額は、2018年11月29日開催の第11期定時株主総会において月額3百万円以内と定められており、この支給枠に基づく報酬等の支給対象となる取締役の員数は、提出日現在3名です。

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程では、2021年1月26日開催の報酬諮問委員会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の協議や取締役の個人別報酬の諮問案の決定が行われ、2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等が協議・決議され、2022年3月30日開催の取締役会において、2022年2月4日開催の報酬諮問委員会の諮問案に基づく取締役の個人別報酬の額が協議・決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。)	42	42	-	-	2
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役(監査等委員)	15	15	-	-	3
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(-)	(-)	(2)

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を「純投資目的である投資株式」と考えております。また、事業戦略等を目的とする投資株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、株価変動によるリスク回避及び資産効率の向上の観点から、投資先との事業上の関係や当社との協業に必要がある場合を除き、これを保有しておりません。

保有の合理性は、株式を保有することによる投資先企業との取引関係の維持・強化、当社グループの成長及び中長期的な企業価値向上への貢献度合いを検討し、総合的に判断いたします。また保有方針に基づき、継続保有の適否についても検討いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	62
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	14	ベンチャー企業への出資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7、29	11,648	10,961
営業債権及びその他の債権	8、29	13,312	12,081
その他の金融資産	29	418	2,394
その他の流動資産		111	205
小計		25,489	25,641
売却目的で保有する資産	9	2,282	-
流動資産合計		27,770	25,641
非流動資産			
有形固定資産	10、15	252	141
のれん	11	1,176	1,176
顧客関連無形資産	11	63	48
その他の無形資産	11	203	127
持分法で会計処理されている投資	12	49	-
繰延税金資産	13	76	520
その他の金融資産	29	1,912	458
その他の非流動資産		0	0
非流動資産合計		3,730	2,471
資産合計		31,500	28,112

	注記	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
社債及び借入金	14、27、 29	-	1,000
営業債務及びその他の債務	16、29	15,794	14,709
その他の金融負債	29	692	1,074
未払法人所得税		91	18
引当金	17	168	457
その他の流動負債	18	385	166
小計		17,131	17,423
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	9	1,868	-
流動負債合計		18,999	17,423
非流動負債			
社債及び借入金	14、27、 29	1,355	1,362
その他の金融負債	29	1,093	30
引当金	17	-	-
繰延税金負債	13	77	15
その他の非流動負債		2	2
非流動負債合計		2,527	1,409
負債合計		21,526	18,832
資本			
資本金	19	100	100
資本剰余金	19	11,138	11,230
その他の資本の構成要素	19	373	20
利益剰余金	19	1,018	2,609
自己株式	19	0	0
親会社の所有者に帰属する持分合計		9,846	8,741
非支配持分		128	539
資本合計		9,974	9,280
負債及び資本合計		31,500	28,112

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
		百万円	百万円
継続事業			
売上高	20	5,739	5,905
売上原価	21	3,099	3,037
売上総利益		2,640	2,869
販売費及び一般管理費	22	2,560	2,612
その他の収益	23	3,580	133
その他の費用	23	229	2,259
持分法による投資損益(は損失)	12	133	11
営業利益(は損失)		3,298	1,858
金融収益	24	1	61
金融費用	24	48	37
税引前当期利益(は損失)		3,250	1,835
法人所得税費用	13	320	487
継続事業からの当期利益(は損失)		3,571	1,348
非継続事業			
非継続事業からの当期利益(は損失)	9	535	419
当期利益(は損失)		4,106	1,767
当期利益(は損失)の帰属			
親会社の所有者		4,054	1,592
非支配持分		52	175
当期利益(は損失)		4,106	1,767
親会社の所有者に帰属する			
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(は損失)			
継続事業(円)		258.10	83.63
非継続事業(円)		39.03	32.29
合計(円)		297.13	115.92
希薄化後1株当たり当期利益(は損失)			
継続事業(円)		228.80	83.63
非継続事業(円)		34.43	32.29
合計(円)		263.23	115.92

【連結包括利益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
		百万円	百万円
当期利益(は損失)		4,106	1,767
その他の包括利益	25		
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		-	6
純損益に振り替えられることのない項目合計		-	6
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		68	139
在外営業活動体の換算差額において純損益に振り替えられた金額		110	541
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		41	403
税引後その他の包括利益		41	409
当期包括利益		4,065	1,357
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		4,015	1,138
非支配持分		49	220
当期包括利益		4,065	1,357

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	新株予約権	その他の 包括利益 累計額	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2021年1月1日時点の残高	5,444	5,649	0	359	358
当期利益（は損失）	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	39	39
当期包括利益合計	-	-	-	39	39
減資	5,417	5,417	-	-	-
新株の発行 （新株予約権の行使）	12	13	1	-	1
19 転換社債型新株予約権付社債 の転換	61	59	-	-	-
6 子会社の支配喪失に伴う増減	-	-	-	-	-
19 非支配株主との資本取引	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
その他	-	-	25	-	25
所有者との取引額合計	5,344	5,489	24	-	24
2021年12月31日時点の残高	100	11,138	24	397	373

親会社の所有者に帰属する持分

注記	利益剰余金	自己株式	合計	非支配持分	資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	2021年1月1日時点の残高	5,072	-	5,662	315
当期利益（は損失）	4,054	-	4,054	52	4,106
その他の包括利益	-	-	39	2	41
当期包括利益合計	4,054	-	4,015	49	4,065
減資	-	-	-	-	-
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	24	-	24
19 転換社債型新株予約権付社債 の転換	-	-	120	-	120
6 子会社の支配喪失に伴う増減	-	-	-	237	237
19 非支配株主との資本取引	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	0	0	-	0
その他	-	-	25	-	25
所有者との取引額合計	-	0	169	237	68
2021年12月31日時点の残高	1,018	0	9,846	128	9,974

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	新株予約権	その他の 包括利益 累計額	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年1月1日時点の残高	100	11,138	24	397	373
当期利益（は損失）	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	454	454
当期包括利益合計	-	-	-	454	454
減資	-	-	-	-	-
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債 の転換 19	-	-	-	-	-
子会社の支配喪失に伴う増減 6	-	-	-	-	-
非支配株主との資本取引 19	-	93	-	61	61
自己株式の取得	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	93	-	61	61
2022年12月31日時点の残高	100	11,230	24	4	20

親会社の所有者に帰属する持分

注記	利益剰余金	自己株式	合計	非支配持分	資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2022年1月1日時点の残高	1,018	0	9,846	128	9,974
当期利益（は損失）	1,592	-	1,592	175	1,767
その他の包括利益	-	-	454	45	409
当期包括利益合計	1,592	-	1,138	220	1,357
減資	-	-	-	-	-
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-
転換社債型新株予約権付社債 の転換 19	-	-	-	-	-
子会社の支配喪失に伴う増減 6	-	-	-	1	1
非支配株主との資本取引 19	-	-	32	632	664
自己株式の取得	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計	-	-	32	631	663
2022年12月31日時点の残高	2,609	0	8,741	539	9,280

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益（は損失）		3,250	1,835
非継続事業からの税引前利益（は損失）	9	566	402
減価償却費及び償却費	10、11	379	217
減損損失（又は戻入れ）	11	-	173
持分法による投資損益（は益）	12	133	11
関連会社株式売却益	23	3,520	-
セキュリティ対応引当金の増減額（は減少）		168	289
営業債権及びその他の債権の増減額（は増加）		5,728	1,804
営業債務及びその他の債務の増減額（は減少）		6,913	1,241
その他		819	97
小計		1,342	907
利息及び配当金の受取額		3	6
利息の支払額		22	17
法人所得税の支払額又は還付額（は支払）		97	173
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,226	1,091
投資活動によるキャッシュ・フロー			
無形資産の取得による支出	11、27	114	116
無形資産の売却による収入	11	0	-
関連会社株式の売却による収入		4,139	60
子会社の支配喪失による増減額（は減少）	6	1,405	859
その他		108	234
投資活動によるキャッシュ・フロー		5,538	1,149
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	27	-	1,960
短期借入金の返済による支出	27	889	960
割賦未払金の返済による支出	27	193	10
新株の発行による収入		24	-
リース負債の返済による支出	27	194	114
その他		9	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,261	877
現金及び現金同等物の増減額		5,503	1,364
現金及び現金同等物の期首残高		6,648	11,648
現金及び現金同等物に係る換算差額		82	92
売却目的で保有する資産への振替に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9	585	585
現金及び現金同等物の期末残高	7	11,648	10,961

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社メタップス（以下、当社）は日本に所在する株式会社です。その登記されている本社の住所は、当社ウェブサイト（<https://metaps.com/>）で開示しております。2022年12月31日に終了する当社の連結財務諸表は、当社及び子会社（以下、当社グループ）並びに当社の関連会社に対する持分から構成されています。

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いインターネット領域に経営資源を集中し、ファイナンス及びマーケティングを2つの事業の柱としながら、新たにDX支援事業を立ち上げ、SaaSサービスの展開や、ブロックチェーンを活用した新規サービスの開発を積極的に行っております。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を全て満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2023年3月30日に代表取締役社長山崎祐一郎によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」にて別途記載している場合を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。日本円で表示している全ての財務情報は、特に注釈のない限り百万円未満を四捨五入しております。

(4) 公表済みだが未適用のIFRSの新基準

当社グループの連結財務諸表の承認日時時点で既に公表されている新基準、解釈指針のうち、当社グループに重要な影響があるものはありません。

(5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、本連結財務諸表に記載されている全ての期間に継続して適用しております。

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。支配とは投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動に晒され、かつ投資先に対するパワーを通じてリターンに影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。当社グループは、子会社に対する支配を獲得した日から当該子会社を連結し、支配を喪失した日から連結を中止しております。

グループ会社間の債権債務残高、取引高、及びグループ会社間取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたり消去しております。

子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しております。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

関連会社

関連会社とは、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配はしていない企業をいいます。当社グループが他の企業の議決権の20%から50%を保有する場合、当社グループは当該企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。保有する議決権が20%未満であっても、他の投資家との契約により、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響力を行使する会社も関連会社に含めております。当社グループは、関連会社に対する投資について、持分法を用いて会計処理を行っております。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理をしております。

移転された対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の公正価値の合計額で測定しております。移転された対価には、条件付対価契約から発生した全ての資産又は負債の公正価値が含まれます。

非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値又は被取得企業の識別可能純資産に対する比例的持分のいずれかにより測定しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識することとしております。

企業結合に関連して発生した仲介手数料や助言費用等の取引関連コストは、発生時に費用処理しております。

IFRS第3号「企業結合」の認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、以下を除き、取得日時点の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産及び負債
- ・株式に基づく報酬取引に係る負債
- ・従業員給付に係る負債

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については、平均為替レートを用いて表示通貨である日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

() 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

() 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

() 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

金融負債

() 当初認識及び分類

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

() 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

() 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに、金融負債の認識を中止しております。

デリバティブ

全てのデリバティブ取引を、デリバティブ契約の締結時点で当初認識し、当初認識時点において公正価値で測定しております。当初認識後における再測定も公正価値で行い、公正価値の変動は純損益として認識しております。なお、当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

非デリバティブの主契約に組み込まれているデリバティブは、次の場合に、主契約と分離し、デリバティブとして会計処理しております。

- ・デリバティブの定義に該当すること
- ・組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらに密接に関連していないこと
- ・当該契約が純損益を通じて公正価値で測定されるものではないこと

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。

有形固定資産で、それぞれ異なる複数の重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・工具、器具及び備品 3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) 無形資産

のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、全て発生した期の費用として認識しております。資産化の要件を満たす開発費用は、ソフトウェアのみになります。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連無形資産 10～20年
- ・ソフトウェア 3～5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

研究開発費

研究関連支出は、発生時に費用認識しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみIAS第38号「無形資産」の資産の認識基準に従って資産計上しております。なお、研究関連支出と開発関連支出が明確に区分できない場合には、研究関連支出として発生時に費用認識しております。

(8) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループの非金融資産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又はまだ使用できない無形資産については、回収可能価額を各連結会計年度における一定時期に見積っております。

資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうち、いずれが高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産の固有リスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・イン・フローから、概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループについては、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しておりますが、原則として会社単位を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・イン・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、報告日ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。

減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻入れております。

(10) 従業員給付

退職後給付

当社グループの従業員を対象に、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識し、その他の流動負債に含めて表示しております。

(11) 株式報酬

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。当該持分決済型のストック・オプション制度によって付与されたオプションについては、付与日における公正価値に基づき、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した金額を見積り、権利確定期間にわたり費用として認識すると共に同額を資本の増加として認識しております。またMetaps Plus Inc.は、持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。このうち、持分決済型のストック・オプション制度によって付与されたオプションについては、Metaps Plus Inc.の付与日における公正価値に基づき、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した金額を見積り、権利確定期間にわたり費用として認識すると共に同額を資本の増加として認識しております。

付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

(12) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性ある見積りができる場合に、認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(13) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は、資本剰余金から控除しております。

非支配株主へ付与されたプット・オプション

当社は、連結子会社であるMetaps Plus Inc.の持分に係るプット・オプションを非支配株主に対して売り建てており、契約で定められた条件を満たした場合、オプションの保有者はMetaps Plus Inc.の株式を契約で定められた条件に従って決定される行使価格により当社に売却することが認められ、オプションの行使により支払いに応じなければならなくなる可能性のある金額の現在価値を金融負債として当初認識し、同額を資本剰余金から減額しております。当初認識後の金融負債の公正価値の変動は、金融収益又は金融費用として純損益に認識しております。オプションが未行使のまま失効した場合には、金融負債は認識を中止し、資本剰余金へ振り替えます。

(14) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は以下のとおりです。

ファイナンス

当社グループは、加盟店規約に基づき、当社グループの顧客である加盟店に対して、加盟店の売上情報データの送受信及び処理、収納会社からの代金の回収、加盟店への送金等を含む決済サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、消費者が加盟店との間で当社グループの提供する決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、決済手数料受取額で収益の額を測定しております。

また当社グループは、加盟企業規約に基づき、当社グループの顧客である加盟企業の従業員に対して、当該従業員からの申請を受け付けるためのアプリケーションの提供、申請の受理、立替金の支払いを行い、立替金を加盟企業に対して請求するサービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、当該従業員が当社グループの提供するアプリケーションを利用し、給与の立替払いを受領することで履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、加盟企業に対する立替払い手数料受取額で収益の額を測定しております。

いずれのサービスにおいても、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

マーケティング

当社グループは、国内外の法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のシステムを活用した「データ×マーケティング」を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、顧客が当社グループの提供するマーケティング支援サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、顧客のサービス利用実績に基づき収益の額を測定しております。通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(15) 法人所得税

法人所得税は当期税金費用と繰延税金費用で構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益に認識されるもの、もしくは資本に直接認識されるものを除き、純損益で認識しております。

当期税金費用は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っております。なお、当社及び一部の国内連結子会社は、当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

繰延税金資産及び負債は、原則として資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との間に生じる全ての一時差異に対して認識しております。ただし、繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。なお、次の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識において生じる将来加算一時差異
- ・企業結合以外の取引で、かつ取引時の会計上の利益又は課税所得（税務上の欠損金）のいずれにも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予見可能な期間内に一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異について、当該一時差異の使用に十分な課税所得が稼得される可能性が高くない場合、又は予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直しを行っており、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で、繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて一時差異等が解消される時点で適用されると予測される税率及び税法を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又は異なる納税主体に課されているもののこれらの納税主体が当期税金資産及び負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくはこれら税金資産及び負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

(16) 売却目的で保有する資産及び非継続事業

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が、継続的使用よりも主として売却取引により回収される場合に、当該非流動資産又は処分グループは、「売却目的で保有する資産」として分類されます。「売却目的で保有する資産」は、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ経営者が、当該資産の売却計画の実行を確約しており、1年以内で売却が完了する予定のものに限られます。

当社グループが子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約する場合で、かつ上記の条件を満たす場合、当社グループが売却後も従前の子会社に対する非支配持分を有するか否かにかかわらず、当該子会社の全ての資産及び負債が売却目的に分類されます。

売却目的で保有する資産は、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定します。

「売却目的で保有する資産」に分類後の有形固定資産及び無形資産については、減価償却又は償却は行いません。

非継続事業には、既に処分したか又は売却目的保有に分類した企業の構成単位が含まれており、当社グループの1つの事業もしくは地域を構成し、その1つの事業もしくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

非継続事業の税引後損益及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した税引後の利益または損失は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して非継続事業からの当期利益または損失として表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って修正再表示しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、親会社の所有者に帰属する当期利益を調整した発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・非金融資産の減損（注記「3. 重要な会計方針（9）非金融資産の減損」、注記「11. のれん及び無形資産」）

5. 事業セグメント

(1) 一般情報

事業セグメントは、経営資源のセグメントへの配分と業績を評価するために、最高経営意思決定者である取締役会に定期的に提出される内部報告に基づいて認識しております。

当社グループは、売上高の推移等の経済的特徴及び提供するサービス等の要素が概ね類似する各事業セグメントを集約し、「ファイナンス」及び「マーケティング」を報告セグメントとしております。

「ファイナンス」においては、法人企業向けの決済事業の他、成長著しいフィンテックの分野において、給与即時払いサービス「CRIA（クリア）」を中心とする信用ビジネスや、スクール・定額制サービス向けの業務管理ツール「会費ペイ」などのパッケージ・ソリューションサービスを含め、様々な新規サービスを展開しております。

「マーケティング」においては、国内法人企業向けにインターネット広告の販売をはじめ、データフィード等のテクノロジーを駆使した“データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを展開しております。

当社グループは、2021年3月29日にMetaps Entertainment Limitedの株式を譲渡し、2021年12月30日開催の取締役会においてMafin Inc.の株式譲渡を決定いたしました。また、2022年10月5日開催の取締役会においてMetaps Plus Inc.の解散を決定いたしました。これらに伴い海外セグメントを非継続事業に分類しており、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報から控除しております。前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(2) 報告セグメントの売上高及び利益

報告セグメントの会計方針は「3. 重要な会計方針」で参照している当社グループの会計方針と同一であります。

セグメント間の振替価格は、概ね市場実勢価格に基づいて行っております。

報告セグメントの売上高、利益及び損失は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	ファイナンス	マーケティング	その他	調整額	連結財務諸表 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	2,260	2,696	783	-	5,739
セグメント間の売上高	0	107	463	570	-
合計	2,260	2,803	1,246	570	5,739
セグメント利益 又は損失（ ）	725	164	926	16	53
その他の収益及び その他の費用					3,351
金融収益及び金融費用					47
税引前当期利益 （ は損失）					3,250
その他の項目					
減価償却費及び償却費	83	31	230	-	345
減損損失	-	-	-	-	-
持分法による投資損益 （ は損失）	-	-	133	-	133

当連結会計年度（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	ファイナンス	マーケティング	その他	調整額	連結財務諸表 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	2,384	2,900	622	-	5,905
セグメント間の売上高	-	15	369	383	-
合計	2,384	2,914	990	383	5,905
セグメント利益 又は損失（ ）	812	224	761	7	268
その他の収益及び その他の費用					2,126
金融収益及び金融費用					23
税引前当期利益 （ は損失）					1,835
その他の項目					
減価償却費及び償却費	88	28	89	-	205
減損損失	-	15	104	-	120
持分法による投資損益 （ は損失）	-	-	11	-	11

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスに関する情報は報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

(4) 地域に関する情報

所在地別の売上高及び非流動資産（金融商品、繰延税金資産等を除く）は次のとおりであります。

外部顧客からの売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の大部分を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大部分を占めるため、記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	関連する主な 報告セグメント	前連結会計年度 （自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）	当連結会計年度 （自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）
StockTech株式会社	マーケティング	1,078	1,301

6. 企業結合

(1) 前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)における子会社に対する支配の喪失

Metaps Entertainment Limited

当社は、2021年3月8日に開催された取締役会において、当社連結子会社であるMetaps Entertainment Limited(以下、「Metaps Entertainment」)の株式譲渡を決定いたしました。Metaps Entertainmentは当社の中華圏事業における持株会社であり、異動する子会社にはKOL Media Limitedをはじめとする同社子会社7社を含みます。本件に伴い、当社グループのMetaps Entertainmentに対する所有割合は100.0%から0%となり、Metaps Entertainmentは当社の連結の範囲から除外することになりました。

本件完了に伴い、Metaps Entertainment株式の譲渡により認識した損益は435百万円であり、連結損益計算書上、非継続事業からの当期利益(は損失)に計上されております。

Metaps Entertainmentに関する支配喪失時の資産及び負債の主な内訳並びに受取対価と売却による収支の関係は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	1,276
非流動資産	68
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	629
非流動負債	10

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金による受取対価	2,213
支配喪失時の資産のうち現金及び現金同等物	856
子会社の売却による収入	1,356

(2) 当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)における子会社に対する支配の喪失

Mafin Inc.

当社は、2021年12月30日に開催された取締役会において、当社連結子会社である Metaps Plus Inc.が保有する Mafin Inc.(以下、「Mafin」)の株式譲渡を決定し、2022年6月10日付で本件譲渡が完了いたしました。異動する子会社にはSmartcon Co. Ltd.をはじめとする同社子会社2社を含みます。本件に伴い、当社グループのMafinに対する所有割合は79.7%から0%となり、Mafinは当社の連結の範囲から除外することになりました。

本件完了に伴い、Mafin株式の譲渡により認識した損益は67百万円であり、連結損益計算書上、非継続事業からの当期利益(は損失)に計上されております。

Mafinに関する支配喪失時の資産及び負債の主な内訳並びに受取対価と売却による収支の関係は次のとおりであります。なお、Mafinの資産及び負債については、前連結会計年度末において売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債に計上しております。

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	1,756
非流動資産	304
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	1,613
非流動負債	334

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金による受取対価	80
支配喪失時の資産のうち現金及び現金同等物	939
子会社の売却による支出	859

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び要求払預金	11,283	10,563
償還期日が3ヶ月以内に到来する短期投資	365	398
合計	11,648	10,961

現金及び現金同等物の連結財政状態計算書上の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の残高は一致しております。

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
売掛金	429	379
未収入金(注)	12,911	11,722
損失評価引当金	28	19
合計	13,312	12,081

(注) 未収入金は、主に株式会社メタップスペイメントの決済事業未収入金であります。

9. 売却目的保有資産及び非継続事業

当社グループは、2021年3月29日にMetaps Entertainment Limitedの株式を譲渡し、2021年12月30日開催の取締役会においてMafin Inc.の株式譲渡を決定いたしました。また、2022年10月5日開催の取締役会においてMetaps Plus Inc.の解散を決定いたしました。これらに伴い、前連結会計年度及び当連結会計年度におけるこれらの事業に関連する損益を、非継続事業として分類し、区分して表示しております。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に直接関連する負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
売却目的で保有する資産		
現金及び現金同等物	585	-
営業債権及びその他の債権	1,201	-
その他の金融資産(非流動)	257	-
その他	239	-
合計	2,282	-
売却目的で保有する資産に直接関連する負債		
営業債務及びその他の債務	1,151	-
その他の流動負債	627	-
その他	91	-
合計	1,868	-

非継続事業からの損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
売上高	2,113	652
その他の損益	1,547	1,054
非継続事業からの税引前利益	566	402
法人所得税費用	31	16
非継続事業からの当期利益	535	419

非継続事業からのキャッシュ・フローは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当連結会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
営業活動からのキャッシュ・フロー	98	208
投資活動からのキャッシュ・フロー	195	5
財務活動からのキャッシュ・フロー	281	12
合計	11	225

10.有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額の増減

(単位：百万円)

	建物	工具、器具及 び備品	使用権資産	その他	合計
2021年1月1日	34	91	311	-	437
取得	-	7	258	4	269
売却又は処分	4	14	53	-	70
科目振替	-	4	-	4	-
売却目的で保有する資産への振替	5	7	28	-	41
減価償却費	26	38	210	-	274
減損損失	-	-	-	-	-
為替換算差額	0	1	4	-	5
その他	0	0	74	-	74
2021年12月31日	-	44	208	-	252
取得	-	2	1	6	9
売却又は処分	-	0	-	-	0
科目振替	-	6	-	6	-
売却目的で保有する資産への振替	-	-	-	-	-
減価償却費	-	19	101	-	120
減損損失	-	-	-	-	-
為替換算差額	-	0	-	-	0
その他	-	-	-	-	-
2022年12月31日	-	33	108	-	141

(注) 減価償却費は、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」及び「非継続事業からの当期利益(損失)」に含めております。

取得原価

(単位：百万円)

	建物	工具、器具及 び備品	使用権資産	その他	合計
2021年1月1日	108	345	607	-	1,060
2021年12月31日	-	197	258	-	455
2022年12月31日	-	171	259	-	430

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	建物	工具、器具及 び備品	使用権資産	その他	合計
2021年1月1日	74	254	296	-	624
2021年12月31日	-	154	50	-	204
2022年12月31日	-	138	151	-	289

11. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額の増減

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	顧客関連 無形資産	その他	
2021年1月1日	2,258	135	196	211	542
取得	-	51	-	63	114
売却又は処分	1,082	12	116	146	274
科目振替	-	97	-	97	-
売却目的で保有する資産への振替	-	10	-	-	10
償却費	-	84	17	5	105
為替換算差額	-	0	-	0	0
2021年12月31日	1,176	177	63	26	266
取得	-	26	-	88	114
売却又は処分	-	0	-	-	0
科目振替	-	78	-	78	-
売却目的で保有する資産への振替	-	-	-	-	-
償却費	-	70	15	0	85
減損損失	-	84	-	35	120
為替換算差額	-	-	-	-	-
2022年12月31日	1,176	127	48	0	176

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連 無形資産	その他	合計
2021年1月1日	4,401	920	1,452	255	2,627
2021年12月31日	3,319	919	293	50	1,262
2022年12月31日	1,176	1,010	293	1	1,304

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産			
		ソフトウェア	顧客関連 無形資産	その他	合計
2021年1月1日	2,143	785	1,256	44	2,085
2021年12月31日	2,143	741	230	25	995
2022年12月31日	-	883	245	1	1,128

無形資産のソフトウェアは、主に自己創設無形資産であります。

償却費は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」及び「非継続事業からの当期利益（は損失）」に含めて表示しております。減損損失は、連結損益計算書上、「その他の費用」及び「非継続事業からの当期利益（は損失）」に含めて表示しております。

減損損失

減損損失の資産種類別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
ソフトウェア	-	84
その他	-	35

当連結会計年度に認識した減損損失は、主に子会社である株式会社メタップスペイメントにおける不正アクセスへの対応により、新規事業等への積極的な投資が後ろ倒しとなったため、開発した無形資産について帳簿価額が回収できないと見込まれたことにより120百万円計上し、その内訳はソフトウェア84百万円、その他35百万円です。なお、回収可能価額として使用価値を使用しております。

(2) 期中に費用に認識した研究開発支出の合計額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
研究開発費	1	-

(3) のれんの減損テスト

当社グループはのれんについて、少なくとも年に1回、減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資金生成単位又は資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
メタップスペイメントグループ	1,028	1,028
その他	148	148
合計	1,176	1,176

各資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額の測定方法は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

使用価値：メタップスペイメントグループ、その他

当連結会計年度

使用価値：メタップスペイメントグループ、その他

使用価値の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2021年12月31日)		当連結会計年度 (2022年12月31日)	
	割引率(%)	成長率(%)	割引率(%)	成長率(%)
メタップスペイメント グループ	10.10	0.50	7.40	0.50
その他	15.40	0.50	18.30	0.50

使用価値は、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引くことで算定しております。

使用価値の算定に用いる事業計画は5年とし、業界の将来に関する経営者の評価や過去の実績等に基づき作成しております。

使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローは、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率をもとに継続価値を見積っております。

割引率は、資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しております。

なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合においても、回収可能価額が帳簿価額を大幅に上回っており、重要な減損が発生する可能性は低いと判断しております。

12. 持分法で会計処理されている投資

関連会社に対する投資

個々には重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
帳簿価額合計	49	-

個々には重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期利益	133	11
その他の包括利益	-	-
当期包括利益	133	11

13. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

増減表

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の将来課税所得に対する利用可能性、将来課税所得の十分性及びタックスプランニングを考慮しております。

前連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	2021年 1月1日	純損益を 通じて認識	その他の包括 利益において 認識	売却目的 保有への 振替	その他	2021年 12月31日
繰延税金資産						
引当金	38	36	-	13	-	61
繰越欠損金	52	46	-	-	-	5
その他	30	11	-	8	-	32
小計	120	0	-	22	-	98
繰延税金負債						
有形固定資産	1	1	-	-	-	1
識別可能な無形資産	76	5	-	-	52	19
その他	510	429	-	-	-	81
小計	587	433	-	-	52	101
合計	467	433	-	22	52	3

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	2022年 1月1日	純損益を 通じて認識	その他の包括 利益において 認識	売却目的 保有への 振替	その他	2022年 12月31日
繰延税金資産						
引当金	61	81	-	-	-	142
繰越欠損金	5	351	-	-	-	356
その他	32	8	-	-	-	40
小計	98	440	-	-	-	539
繰延税金負債						
有形固定資産	1	0	-	-	-	2
識別可能な無形資産	19	5	-	-	-	14
その他	81	67	5	-	2	17
小計	101	72	5	-	2	33
合計	3	512	5	-	2	505

未認識の繰延税金資産

a. 将来減算一時差異

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
将来減算一時差異	217	240

b. 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
1年以内	-	-
1年超5年以内	-	-
5年超	1,700	1,885
合計	1,700	1,885

未認識の繰延税金負債

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に係る将来加算一時差異の金額は、以下のとおりであります。これらは、一時差異の解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

将来加算一時差異

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
将来加算一時差異 繰延税金負債を認識していない子会社 に対する投資に係る一時差異	1,561	535
合計	1,561	535

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識された法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。なお、非継続事業に係る法人所得税については、「注記9．売却目的保有資産及び非継続事業」をご参照ください。

日本国内の法人所得税費用は主に法人税、住民税及び事業税から構成されており、その他はその所在地における税法等に従い、一般的な適用税率により計算しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期税金費用		
当期課税	105	25
小計	105	25
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	417	512
税率の変更による影響	9	-
小計	426	512
合計	320	487

(3) 税率の調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は、以下のとおりであります。

当社グループは、主に日本国の税法に基づき法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した当連結会計年度の法定実効税率は34.6%（前連結会計年度は34.6%）であります。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
適用税率	34.6	34.6
永久差異	0.2	1.2
未認識の繰延税金資産の増減	47.5	3.9
海外子会社との実効税率差異	0.1	0.0
国内子会社との実効税率差異	0.5	3.1
その他	3.2	0.0
平均実際負担税率	9.8	26.5

14. 社債及び借入金

(1) 社債及び借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1,000	1.45	-
社債	1,355	1,362	1.89	2024年10月
合計	1,355	2,362	-	-
流動負債	-	1,000	-	-
非流動負債	1,355	1,362	-	-
合計	1,355	2,362	-	-

(注) 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) 社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	発行残高	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)	利率(%)	償還期限
株式会社 メタップス 第1回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債(注1、2)	2019年10月29日	1,500	1,355	1,362	1.20	2024年10月29日

(注1) 本新株予約権付社債発行と同時に、発行価額12百万円の第三者割当による新株予約権を発行しております。

本新株予約権に関して、保有者により新株予約権が行使されない場合において当社が保有者に対する払込金額の返金義務を有していることから負債の定義に該当するため、負債として処理していましたが、当社は、2021年12月期において、当社株価下落により行使価額が固定されることの確認及び保有者に対する払込金額の返金義務を有さないことの変更を行いました。当該条件変更により、新株予約権について帳簿価額で負債から資本へ再分類しております。

本新株予約権の概要については、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」「その他の新株予約権等の状況」の第15回新株予約権をご参照ください。

(注2) 本新株予約権付社債の新株予約権部分は権利行使価額が株価の変動に応じて修正されるため、本新株予約権付社債全体を金融負債として会計処理しておりました。また、新株予約権部分の経済的特徴及びリスクが主契約である社債部分のそれらに密接に関連していないことから、主契約である社債部分と分離し、デリバティブとして会計処理しております。当社は、2021年12月期において、当社株価下落により転換行使価額が固定されることの確認を行ったため、当該条件変更により、新株予約権部分について帳簿価額で負債から資本へ再分類しております。主契約である社債部分は、本新株予約権付社債全体の公正価値から新株予約権部分の公正価値を控除して測定しております。

本新株予約権付社債の新株予約権部分の概要については、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」「その他の新株予約権等の状況」の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債をご参照ください。

発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額（円）	無償
株式の発行価格（円）	897
発行価額の総額（百万円）	1,500
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	-
新株予約権の付与割合（％）	100
新株予約権の行使期間	2020年10月30日～2024年10月29日

15. リース取引

当社グループは、借手として、建物・サーバー等の資産を賃借しております。

なお、リース契約によって課された重要な制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

使用権資産に関連する損益及びキャッシュ・アウトフローは以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
使用権資産減価償却費	210	101
リース負債に係る金利費用	1	0
短期リース費用	6	0
少額資産リース費用	9	8
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	209	122

使用権資産の内訳の帳簿価額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	建物	合計
2021年1月1日	311	311
2021年12月31日	208	208
2022年12月31日	108	108

使用権資産の増加額については、注記「10. 有形固定資産」に記載しております。

16. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
買掛金	301	277
未払金	119	211
預り金(注)	15,343	14,190
その他	32	31
合計	15,794	14,709

(注) 預り金は、主に株式会社メタップスペイメントの決済事業預り金であります。

17. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務	セキュリティ対応引当金	その他
2021年1月1日	62	-	12
期中増加額(繰入)	-	168	9
期中減少額(目的使用)	57	-	10
期中減少額(戻入)	-	-	1
企業結合	-	-	-
為替換算差額	0	-	0
売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替	5	-	9
その他	-	-	-
2021年12月31日	-	168	-
期中増加額(繰入)	-	456	-
期中減少額(目的使用)	-	167	-
期中減少額(戻入)	-	-	-
企業結合	-	-	-
為替換算差額	-	-	-
売却目的で保有する資産に直接関連する負債への振替	-	-	-
その他	-	-	-
2022年12月31日	-	457	-
流動	-	457	-
非流動	-	-	-

資産除去債務

賃借建物に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別に勘案して資産除去費用を見積り、資産除去債務として認識しております。

セキュリティ対応引当金

不正アクセスにより情報流出したことに伴い、各種調査、再発防止、取引先への対応等の支出に備えるため、その費用負担額としてフォレンジック調査会社及びクレジットカード会社から提供された情報等に基づいて見積られた金額を、セキュリティ対応引当金として認識しております。

経済的便益の流出時期は、主に翌連結会計年度と見込んでおります。

18. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
未払消費税等	86	18
未払有給休暇	65	66
前受金	12	9
その他	221	73
合計	385	166

19. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

授權株式数及び発行済株式総数は以下のとおりであります。

(単位：千株)

	授權株式数	発行済株式総数
2021年1月1日残高	42,000	13,567
増減	-	163
2021年12月31日残高	42,000	13,730
増減	-	-
2022年12月31日残高	42,000	13,730

(注1) 当社の発行する株式は、全て無額面の株式であります。

(注2) 全ての発行済株式は全額払込済みであります。

(注3) 発行済株式総数の増加は、転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使によるものであります。

(注4) 上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ170株であります。

(2) 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(3) その他の資本の構成要素

新株予約権

当社グループの役員及び従業員等に対して付与した新株予約権であります。

在外営業活動体の換算差額

外貨建てで作成された在外営業活動体の財務諸表を連結する際に発生した換算差額であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得価額と公正価値の評価差額であります。

(4) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当による減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されております。

また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けており、当社はその範囲内で利益剰余金の分配を行うこととしております。

(5) 非支配株主へ付与されたプット・オプション

当社は、連結子会社であるMetaps Plus Inc.の持分に係るプット・オプションを非支配株主に対して売り建てており、当該プット・オプションに基づく負債を資本剰余金から減額しております。

前連結会計年度において、資本剰余金から減額された金額は557百万円であります。

当連結会計年度において、Metaps Plus Inc.の清算が終了し、当該プット・オプションが未行使のまま失効したため、当該プット・オプションに基づく負債の認識を中止し、資本剰余金へ振り替えております。資本剰余金へ振り替えた金額は664百万円であります。

非支配株主へ付与されたプット・オプションの詳細は「3. 重要な会計方針(13) 資本」をご参照ください。

20. 売上高

(1) 収益の分解

収益の分解は「連結財務諸表注記 5. 事業セグメント」をご参照ください。報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

ファイナンス

当社グループは、加盟店規約に基づき、当社グループの顧客である加盟店に対して、加盟店の売上情報データの送受信及び処理、収納会社からの代金の回収、加盟店への送金等を含む決済サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、消費者が加盟店との間で当社グループの提供する決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、決済手数料受取額で収益の額を測定しております。

また当社グループは、加盟企業規約に基づき、当社グループの顧客である加盟企業の従業員に対して、当該従業員からの申請を受け付けるためのアプリケーションの提供、申請の受理、立替金の支払いを行い、立替金を加盟企業に対して請求するサービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、当該従業員が当社グループの提供するアプリケーションを利用し、給与の立替払いを受領することで履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、加盟企業に対する立替払い手数料受領額で収益の額を測定しております。

いずれのサービスにおいても、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

マーケティング

当社グループは、国内外の法人企業向けにインターネット広告の運用をはじめ、データフィード等のシステムを活用した“データ×マーケティング”を軸とした包括的なマーケティング支援サービスを提供しており、当該サービスの提供が当社グループの履行義務であります。当該サービスについては、顧客が当社グループの提供するマーケティング支援サービスを利用した時点で履行義務が充足されるものと判断して収益を認識し、顧客のサービス利用実績に基づき収益の額を測定しております。通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2021年1月1日	2021年12月31日	2022年12月31日
営業債権及びその他の債権	9,195	13,312	12,081
契約負債	1,233	85	13

契約負債は、契約成立時に顧客から受け取った前受対価です。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、継続事業分がそれぞれ10百万円及び2百万円、非継続事業分がそれぞれ930百万円及び78百万円です。また、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

前連結会計年度及び当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産の額に重要性はありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

21. 売上原価

売上原価の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
広告媒体費	2,800	2,746
決済手数料	300	290
合計	3,099	3,037

22. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
従業員給付費用	1,302	1,365
減価償却費及び償却費	345	205
外注費	260	482
支払報酬	147	133
その他	506	428
合計	2,560	2,612

23. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
関係会社株式売却益(注1)	3,564	-
受取保険金	-	30
雑収入(注2)	-	82
その他	16	21
合計	3,580	133

(注1) 前連結会計年度の関係会社株式売却益は、主として当社の持分法適用関連会社である株式会社pringの株式売却によるものです。

(注2) 当連結会計年度の雑収入は株式会社メタップスペイメントにおける端株の期限切れによる失効益であります。

(2) その他の費用

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
セキュリティ対応費用	168	2,136
条件付対価に係る公正価値変動額	15	-
固定資産除却損	10	0
その他	36	123
合計	229	2,259

24. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1	15
為替差益	-	45
合計	1	61

(2) 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	28	37
為替差損	20	-
合計	48	37

25. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
純損益に振り替えられることのない項目 その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産		
当期発生額	-	7
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	7
税効果額	-	1
税効果調整後	-	6
純損益に振り替えられることのない項目 合計	-	6
純損益に振り替えられる可能性のある項目 在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	68	139
組替調整額	110	541
税効果調整前	41	403
税効果額	-	-
税効果調整後	41	403
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計	41	403
合計	41	409
その他の包括利益合計	41	409

26. 1株当たり利益（損失）

1株当たり利益（損失）の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
親会社の所有者に帰属する継続事業からの当期利益（は損失）（百万円）	3,522	1,148
親会社の所有者に帰属する非継続事業からの当期利益（は損失）（百万円）	533	443
親会社の所有者に帰属する当期利益（は損失）（百万円）	4,054	1,592
希薄化に伴う継続事業に係る当期利益調整額（百万円）	18	-
希薄化に伴う非継続事業に係る当期利益調整額（百万円）	-	-
希薄化後の1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益（は損失）（百万円）	4,072	1,592
発行済普通株式の加重平均株式数（株）	13,643,931	13,729,848
普通株式増加数		
ストック・オプションによる増加（株）	1,823,837	-
希薄化後の普通株式の加重平均株式数（株）	15,467,768	13,729,848
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益（は損失）		
継続事業	258.10	83.63
非継続事業	39.03	32.29
基本的1株当たり当期利益（は損失）（円）	297.13	115.92
継続事業	228.80	83.63
非継続事業	34.43	32.29
希薄化後1株当たり当期利益（は損失）（円）	263.23	115.92
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益（は損失）の計算に含めなかった金融商品	当社が発行している第14回、第15回新株予約権及びMetaps Plus Inc.が発行している第3回、第4回新株予約権。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」、「連結財務諸表注記28. 株式報酬」に記載のとおりです。	当社が発行している第14回、第15回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」、「連結財務諸表注記28. 株式報酬」に記載のとおりです。

27. キャッシュ・フロー情報

(1) 重要な非資金取引（現金及び現金同等物を使用しない投資及び財務取引）は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
リースにより取得した使用权資産	258	1

（注）使用权資産の取得については、注記「10. 有形固定資産」をご参照ください。

(2) 財務活動から生じる負債の変動

財務活動から生じる主な負債の変動は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	社債	短期借入金	割賦未払金	リース負債	在外子会社 株式の売建 プット・ オプション
2021年1月1日	1,469	889	198	307	518
キャッシュ・フロー 非資金取引	-	889	193	194	-
連結範囲の変動	-	-	-	65	-
為替換算	-	0	-	6	58
転換社債型新株予約権 付社債の転換	122	-	-	-	-
新規リース	-	-	-	258	-
リース解約	-	-	-	65	-
その他	8	-	13	26	-
2021年12月31日	1,355	-	18	221	575
キャッシュ・フロー 非資金取引	-	1,000	10	114	-
連結範囲の変動	-	-	-	39	-
為替換算	-	-	-	2	89
転換社債型新株予約権 付社債の転換	-	-	-	-	-
新規リース	-	-	-	-	-
リース解約	-	-	-	-	-
その他	7	-	-	43	664
2022年12月31日	1,362	1,000	8	114	-

28. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社グループは、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。

当社又は子会社の株主総会又は取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員及び従業員に対して付与されております。権利行使期間は新株予約権割当契約書に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。

当社が発行しているストック・オプション

当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員を対象として、持分決済型のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式です。

	付与数 (株) (注1)	付与日	行使期間	行使価格 (円)	付与日の公正価値 (円)
第14回(注2)	330,000	2019年2月1日	自 2021年4月1日 至 2029年1月31日	1,780	1

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

(注2) 当該ストック・オプションは付与時において権利確定しております。

Metaps Plus Inc.が発行しているストック・オプション

Metaps Plus Inc.は、Metaps Plus Inc.の取締役及び従業員を対象として、持分決済型のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、Metaps Plus Inc.が発行する株式です。

	付与数 (株) (注1)	付与日	行使期間	行使価格 (KRW)	付与日の公正価値 (KRW)
第3回 (注2)	400,000	2017年7月31日	自 2019年7月31日 至 2021年7月31日	100	1,871
第4回 (注2)	50,000	2017年11月30日	自 2019年11月30日 至 2021年11月30日	100	1,871

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は1株であります。

(注2) 当該ストック・オプションは付与された者が付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを権利確定条件としており、権利行使期間の初日が権利確定となります。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格
当社が発行しているストック・オプション

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)
期首発行済残高	330,000	1,780	330,000	1,780
付与	-	-	-	-
行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
満期消滅	-	-	-	-
期末発行済残高	330,000	1,780	330,000	1,780
期末現在の行使可能残高	330,000	1,780	330,000	1,780
加重平均残存契約年数	7.09年		6.09年	
期末現在の未行使のストック・ オプションの行使価格の範囲	1,780円		1,780円	

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

Metaps Plus Inc.が発行しているストック・オプション

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	株式数(株) (注1)	加重平均行使価格 (KRW)	株式数(株) (注1)	加重平均行使価格 (KRW)
期首発行済残高	65,500	100	-	-
付与	-	-	-	-
行使	-	-	-	-
失効	65,500	100	-	-
満期消滅	-	-	-	-
期末発行済残高	-	-	-	-
期末現在の行使可能残高	-	-	-	-
加重平均残存契約年数	-		-	
期末現在の未行使の ストック・オプションの行使価格	-		-	

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

29. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしており、事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

当社グループが資本管理において用いる指標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
現金及び現金同等物	11,648	10,961
有利子負債	1,355	2,362
自己資本額	9,846	8,741
自己資本比率(%)	31.3	31.1

(注) 有利子負債：社債及び借入金

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計

自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

当社グループの株式会社メタップスペイメントは資金決済法に基づく資本規制において、100百万円以上の純資産の額の維持を義務付けられており、遵守しております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク管理

信用リスクは、取引先の債務不履行等により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。これらの信用リスクに対するエクスポージャーに関して、担保及びその他の信用補完に重要なものはありません。

当社グループでは、信用リスク管理を行うために、過去の貸倒実績、相手先の財政状態及び債権年齢に関する将来予測情報に基づいて信用評価を実施しております。営業債権には重要な財務要素が含まれていないため、当社グループは、営業債権が回収されるまでの全期間の予想信用損失をもって損失評価引当金を算定しております。

上記の分析にかかわらず、債務者が契約上の支払期日から30日超延滞している場合には、信用リスクが大幅に増加しているものと推定されます。

当社グループは、債務者の重大な財政的困難、利息又は元本の支払について原則として90日超の延滞などが生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行に該当した場合など、金融資産の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が発生している場合には、信用減損金融資産に分類しております。信用減損した金融資産について、その全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合に、直接償却を行っております。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

営業債権及びその他の債権の帳簿価額及び損失評価引当金の期日別分析は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：百万円）

	期日内	期日経過額			合計
		30日以内	30日超	90日超	
営業債権及びその他の債権	13,303	-	-	37	13,340
損失評価引当金	10	-	-	19	28

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：百万円）

	期日内	期日経過額			合計
		30日以内	30日超	90日超	
営業債権及びその他の債権	12,082	-	-	18	12,100
損失評価引当金	2	-	-	17	19

当社グループは、取引先の信用状況に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、損失評価引当金を設定しております。損失評価引当金の増減は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	常に損失評価引当金を全期間の 予測信用損失と同額で 測定している金融資産	信用減損している金融資産
2021年1月1日	6	248
期中増加額（繰入）	4	27
期中減少額（目的使用）	0	192
期中減少額（戻入）	1	8
売却又は処分	-	6
売却目的で保有する資産への振替	-	53
為替換算差額	0	3
その他	-	-
2021年12月31日	10	19
期中増加額（繰入）	-	15
期中減少額（目的使用）	0	-
期中減少額（戻入）	7	17
売却又は処分	-	-
売却目的で保有する資産への振替	-	-
為替換算差額	-	-
その他	-	-
2022年12月31日	2	17

流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の期日別残高は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及び その他の債務	15,794	15,794	15,794	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債	1,355	1,431	19	19	1,394	-	-	-
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
リース負債	221	221	107	86	27	-	-	-
割賦未払金	18	18	10	6	3	-	-	-
長期未払金	972	984	-	984	-	-	-	-
デリバティブ 金融負債								
その他の金融負債								
在外子会社株式 の売建プット・ オプション	575	575	575	-	-	-	-	-
新株予約権	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18,935	19,023	16,505	1,095	1,424	-	-	-

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及び その他の債務	14,709	14,709	14,709	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債	1,362	1,413	19	1,394	-	-	-	-
借入金	1,000	1,000	1,000	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
リース負債	114	114	87	27	-	-	-	-
割賦未払金	8	8	6	3	-	-	-	-
未払金	982	984	984	-	-	-	-	-
合計	18,175	18,227	16,804	1,424	-	-	-	-

市場リスク管理

市場リスクとして、具体的には()為替リスク、()金利リスクがあります。

()為替リスク管理

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、為替変動が業績に大きく影響いたします。毎月通貨別の為替差損益を把握することで、為替変動が損益計画に与える影響を勘案しております。

為替感応度分析

期末に保有している外貨建ての金融商品を対象に、日本円がUSドルに対して10%円高になった場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、日本円がUSドルに対して10%円安となった場合の、当社グループの税引前当期利益に与える影響額は、以下の表と同額で反対の影響があります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
税引前当期利益	38	48

() 金利リスク管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

金利感応度分析

各報告期間において、金利が0.1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、金利が0.1%下落した場合の、当社グループの税引前当期利益に与える影響額は、以下の表と同額で反対の影響があります。

ただし、本分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
税引前当期利益	1	1

(3) 金融商品の分類

金融商品（現金及び現金同等物を除く）の分類別内訳は、以下のとおりです。

金融資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)				当連結会計年度 (2022年12月31日)			
	償却原価で 測定する 金融資産	純損益 を通じて 公正価値で 測定する 金融資産	その他の 包括利益 を通じて 公正価値で 測定する 金融資産	合計	償却原価で 測定する 金融資産	純損益 を通じて 公正価値で 測定する 金融資産	その他の 包括利益 を通じて 公正価値で 測定する 金融資産	合計
流動資産								
営業債権及び その他の債権	13,312	-	-	13,312	12,081	-	-	12,081
その他の金融資産								
預入期間3ヶ月 超の定期預金	187	-	-	187	187	-	-	187
貸付金	32	-	-	32	0	-	-	0
未収入金	-	-	-	-	1,798	-	-	1,798
非流動資産								
その他の金融資産								
差入保証金	49	-	-	49	49	-	-	49
貸付金	-	-	-	-	310	-	-	310
非上場株式	-	-	73	73	-	15	84	99
長期未収入金	1,788	-	-	1,788	-	-	-	-

金融負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)			当連結会計年度 (2022年12月31日)		
	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	合計	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	償却原価で測定する金融負債	合計
流動負債						
社債及び借入金						
借入金	-	-	-	-	1,000	1,000
営業債務及び その他の債務	-	15,794	15,794	-	14,709	14,709
その他の金融負債						
リース負債	-	107	107	-	87	87
未払金	-	-	-	-	982	982
割賦未払金	-	10	10	-	6	6
在外子会社株式 の売建プット・ オプション(注)	575	-	575	-	-	-
非流動負債						
社債及び借入金						
社債	-	1,355	1,355	-	1,362	1,362
その他の金融負債						
リース負債	-	113	113	-	27	27
割賦未払金	-	8	8	-	3	3
長期未払金	-	972	972	-	-	-

(注) 在外子会社株式の売建プット・オプションについての詳細は「3. 重要な会計方針(13) 資本」をご参照ください。

(4) 金融商品の公正価値

公正価値の測定方法

主な金融資産の公正価値の測定方法は以下のとおりです。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(その他の金融資産)

未収入金、長期未収入金、差入保証金及び貸付金は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

非上場株式は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより算定しております。

企業結合による条件付対価は、被取得企業の業績達成に応じて支払いもしくは払い戻しが発生する取引であり、対象期間における被取得企業の業績や割引率等を基に算定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(社債及び借入金)

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(その他の金融負債)

未払金、長期未払金、リース負債及び割賦未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

在外子会社株式の売建プット・オプションは、契約相手への支払いが要求される可能性がある金額を当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

新株予約権は、将来キャッシュ・フローを当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

金融商品の公正価値ヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーを、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のとおりレベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象が発生した各四半期の期首時点に発生したものとして認識しております。

レベル3に分類されている金融商品の公正価値の評価技法及び評価結果は社内承認プロセスに従って適切に査閲・承認されております。

金融商品の帳簿価額と公正価値

連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、差入保証金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務）は含めておりません。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2021年12月31日)		当連結会計年度 (2022年12月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融資産				
その他の金融資産				
未収入金	-	-	1,798	1,778
長期未収入金	1,788	1,781	-	-
差入保証金	49	49	49	49
貸付金	32	32	310	316
金融負債				
社債及び借入金				
社債	1,355	1,350	1,362	1,352
借入金	-	-	1,000	1,000
その他の金融負債				
未払金	-	-	982	982
長期未払金	972	972	-	-
割賦未払金	18	18	8	8

（注）上記の金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、全てレベル2であります。

連結財政状態計算書において認識された公正価値の測定
連結財政状態計算書において、経常的に公正価値で測定されている金融商品の内訳は以下のとおりです。
なお、非経常的に公正価値で測定されている資産及び負債はありません。

前連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
非上場株式	-	-	73	73
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
非上場株式	-	-	-	-
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
在外子会社株式の売建プット・オプション	-	-	575	575

当連結会計年度（2022年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
非上場株式	-	-	84	84
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
非上場株式	-	-	15	15
金融負債				
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
在外子会社株式の売建プット・オプション	-	-	-	-

前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間の振替が行われた資産及び負債はありません。

(5) レベル3に分類されている資産及び負債の公正価値測定

レベル3に分類されている資産及び負債の調整表

レベル3に分類されている資産及び負債の公正価値の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:百万円)

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
		非上場株式	企業結合による条件付対価	非上場株式	在外子会社株式の売建プット・オプション	新株予約権
期首残高	73	9	-	517	25	-
利得及び損失合計:						
純損益(注)	-	-	-	58	-	4
その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
包括利益	-	-	-	58	-	4
購入	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-
償還又は決済	-	9	-	-	-	4
その他	-	-	-	-	25	-
期末残高	73	-	-	575	-	-
期末に保有する資産又は負債について純損益に計上した当期の未実現損益の変動	-	-	-	58	-	-

(注) 連結損益計算書におけるその他の収益又はその他の費用もしくは金融収益又は金融費用に計上しております。

当連結会計年度（自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
		非上場株式	企業結合による条件付対価	非上場株式	在外子会社株式の売建プット・オプション	新株予約権
期首残高	73	-	-	575	-	-
利得及び損失合計：						
純損益（注）	-	-	-	88	-	-
その他の包括利益	11	-	-	-	-	-
包括利益	11	-	-	88	-	-
購入	-	-	-	-	-	-
売却	-	-	-	-	-	-
発行	-	-	-	-	-	-
償還又は決済	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	15	664	-	-
期末残高	84	-	15	-	-	-
期末に保有する資産又は負債について純損益に計上した当期の未実現損益の変動	-	-	-	-	-	-

（注）連結損益計算書におけるその他の収益又はその他の費用もしくは金融収益又は金融費用に計上しております。

重要な観察不能なインプット

経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される資産及び負債の公正価値測定に用いた観察不能なインプットのうち重要なものは、下記のとおりであります。

在外子会社株式の売建プット・オプション

重要な観察不能なインプットは割引率であり、当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率を使用しています。なお、一般的に割引率が高ければ高いほど、公正価値は減少します。

観察不能なインプットの変動に係る感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

30．重要な子会社

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 メタップスペイメント	東京都港区	1,134百万円	ファイナンス	80.00	役員の兼任あり
株式会社 メタップスワン	東京都渋谷区	100百万円	マーケティング	100.00	役員の兼任あり

31．関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループと関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社グループと関連当事者との取引については、重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社グループの経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
短期従業員給付	56	57
合計	56	57

32. 重要な後発事象

(1) MBOの実施及び応募の推奨

当社は、2023年2月13日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われる株式会社Odesa12(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、新株予約権の所有者及び新株予約権付社債権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて当該新株予約権者及び新株予約権付社債権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

2023年2月14日から実施しておりました本公開買付けが2023年3月29日をもって終了し、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式11,084,559株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限(10,995,400株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2023年4月5日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有する議決権の割合が50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

(2) 臨時株主総会招集のための基準日設定

当社は、2023年3月20日開催の取締役会において、2023年5月中旬に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に必要な基準日の設定について決議いたしました。

本臨時株主総会の基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、2023年4月6日(木)を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

本臨時株主総会の開催及び付議議案について

当社が2023年2月13日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」のとおり、株式会社Odesa12(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が行われた結果、当社株式11,084,559株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限(10,995,400株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定であることから、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。

当該手続の実施により、当社株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。

33. その他

当連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

当社連結子会社における不正アクセス対応

2022年2月28日に当社の連結子会社である株式会社メタップスペイメント（以下、メタップスペイメント）が公表いたしました「不正アクセスによる情報流出に関するご報告とお詫び」にてお知らせしましたとおり、同社決済データセンターサーバー内に配置された一部のアプリケーションの脆弱性を利用され、不正アクセスが行われました。

メタップスペイメントは、原因究明のためにフォレンジック調査を受け、決済システム監視体制の強化、サーバーの分離によるアクセス制御及び各種脆弱性診断等の対策を順次実施するとともに、決済システムについてはPCIDSSへの準拠の認定を受けました。外部の専門家アドバイザーを含めた「再発防止委員会」を設置し、再発防止策の検討及び実施を継続するとともに、当社及び再発防止委員会とは独立した組織である第三者委員会も設置し、事実関係及び原因に照らした再発防止策に関する報告書を受領しております。

これらに伴い、各種調査、再発防止、取引先への対応等に係る支出がすでに発生又は今後発生が見込まれる費用として、連結損益計算書において、その他の費用に2,136百万円（セキュリティ対応引当金繰入額456百万円を含む）を計上いたしました。また、セキュリティ対応引当金について、167百万円の目的取崩を行いました。この結果、当連結会計年度末におけるセキュリティ対応引当金の残高は457百万円となりました。

また本件に係る費用及び損失につきましては、保険会社と保険適用の可否について協議を開始しております。

なおメタップスペイメントは、2022年6月30日付で経済産業省より、割賦販売法第35条の17の規定に基づく改善命令を、2022年7月13日付で個人情報保護委員会より、個人情報保護法第144条に基づく指導を受けました。これに対し2022年8月1日付にて、システム環境及び体制整備上の観点からの再発防止策に係る第三者委員会の提言を踏まえた改善措置に係る報告書を、同省及び同委員会にそれぞれ提出しております。

また不正アクセス等への対応のため、一部の決済サービスを停止しておりましたが、メタップスペイメントにおける対応及び関係各所との調整が完了いたしましたところ、2023年1月31日より、停止中のすべてのサービスを順次再開させております。

(2)【その他】

(1) 当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	第2四半期 連結累計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,426	2,932	4,500	5,905
税引前四半期(当期)損失() (百万円)	302	1,000	1,723	1,835
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)損失()(百万円)	137	482	1,055	1,592
基本的1株当たり四半期 (当期)損失()(円)	9.99	35.13	76.84	115.92

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
基本的1株当たり四半期損失 ()(円)	9.99	25.14	41.71	39.08

(注) 第4四半期連結会計期間において、Metaps Plus Inc.を非継続事業に分類したため、第1四半期、第2四半期及び第3四半期の関連する数値については、Metaps Plus Inc.を除いた継続事業の金額に組替を行っております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,835	5,621
売掛金	1,341	1,112
前払費用	1,16	16
未収収益	1,133	24
短期貸付金	31	1,333
未収入金	347	1,1,828
その他	1,31	1,14
貸倒引当金	581	15
流動資産合計	7,155	7,937
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	6	5
減価償却累計額	4	4
有形固定資産合計	1	1
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	57	6
その他	25	-
無形固定資産合計	82	6
投資その他の資産		
投資有価証券	48	62
関係会社株式	2,819	2,791
長期貸付金	1,2,089	1,948
長期未収入金	1,800	-
貸倒引当金	1,779	-
その他	1,24	22
投資その他の資産合計	5,001	3,825
固定資産合計	5,085	3,832
資産合計	12,241	11,770

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50	0
未払金	1 54	1 1,027
預り金	9	8
未払費用	50	13
未払法人税等	5	5
前受収益	0	3
その他	100	4
流動負債合計	272	1,062
固定負債		
社債	1,377	1,377
長期未払金	984	-
その他	1	1
固定負債合計	2,363	1,379
負債合計	2,635	2,441
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
資本準備金	5,506	5,506
その他資本剰余金	5,417	5,417
資本剰余金合計	10,923	10,923
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,428	1,706
利益剰余金合計	1,428	1,706
自己株式	0	0
株主資本合計	9,594	9,317
新株予約権	11	11
純資産合計	9,605	9,328
負債純資産合計	12,241	11,770

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益		
売上高	1,999	1,725
関係会社ロイヤリティ収入	247	264
関係会社受取配当金	40	60
営業収益合計	1,287	1,050
売上原価	1,570	1,414
売上総利益	716	635
販売費及び一般管理費	1,211	1,073
営業損失()	494	437
営業外収益		
受取利息	134	129
為替差益	36	134
関係会社事業損失引当金戻入額	13	-
その他	1	4
営業外収益合計	86	168
営業外費用		
支払利息	11	-
社債利息	17	16
支払報酬	74	-
社債発行費	2	2
その他	17	0
営業外費用合計	112	18
経常損失()	521	287
特別利益		
固定資産売却益	0	0
子会社清算益	1	-
関係会社株式売却益	5,618	47
受取オプション料	100	100
特別利益合計	5,720	147
特別損失		
固定資産除却損	9	-
減損損失	-	104
子会社整理損	2	56
特別損失合計	12	160
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	5,187	300
法人税、住民税及び事業税	16	23
当期純利益又は当期純損失()	5,203	277

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
仕入		570	100.0	414	100.0
経費		-	-	-	-
小計		570	100.0	414	100.0
期首商品棚卸高		-		-	
合計		570		414	
期末商品棚卸高		-		-	
当期売上原価		570		414	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	5,443	5,432	-	5,432	6,632	6,632
当期変動額						
新株の発行	12	12	-	12	-	-
減資	5,417	-	5,417	5,417	-	-
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	5,203	5,203
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予 約権付社債の転換	61	61	-	61	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	5,343	73	5,417	5,490	5,203	5,203
当期末残高	100	5,506	5,417	10,923	1,428	1,428

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	-	4,244	11	4,255
当期変動額				
新株の発行	-	24	-	24
減資	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	5,203	-	5,203
自己株式の取得	0	0	-	0
転換社債型新株予 約権付社債の転換	-	122	-	122
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	0	0
当期変動額合計	0	5,350	0	5,349
当期末残高	0	9,594	11	9,605

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100	5,506	5,417	10,923	1,428	1,428
当期変動額						
新株の発行	-	-	-	-	-	-
減資	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	277	277
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
転換社債型新株予 約権付社債の転換	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	277	277
当期末残高	100	5,506	5,417	10,923	1,706	1,706

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	0	9,594	11	9,605
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	-
減資	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	277	-	277
自己株式の取得	-	-	-	-
転換社債型新株予 約権付社債の転換	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	277	-	277
当期末残高	0	9,317	11	9,328

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 3年～5年
- (2) 無形固定資産
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は関係会社からの経営指導料、業務受託、ロイヤリティー及び受取配当金を収益計上しております。

- (1) 経営指導料
契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 業務受託
契約内容に応じた業務を提供することが履行義務であり、業務が行われた時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- (3) ロイヤリティー
契約で定められた期間にわたり、関係会社に対して商標権を使用許諾することが履行義務であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。
- (4) 受取配当金
配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
関係会社株式	2,819百万円	2,791百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場の投資先企業に対して、投資時に当該企業の事業の将来性を鑑み、その中長期事業計画に基づき、投資先企業の超過収益力等を評価しており、超過収益力等の評価額が取得原価に含まれております。

当該超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式の評価については、発行会社の財政状態の悪化あるいは超過収益力等が見込めなくなったことによる実質価額の著しい低下がないか検討しており、低下が認められる場合には、回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損を認識しております。また、これらの株式については、経営者によって承認された事業計画との比較等により、超過収益力等の減少の有無を判断しており、超過収益力等が見込めなくなった場合には、超過収益力等を見込まずに実質価額の著しい低下がないか判断することとしております。超過収益力の見積りにおける重要な仮定は、事業計画における将来キャッシュ・フロー、その後の期間の成長率及び割引率であります。超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式について、当事業年度末における実質価額の著しい低下がないことから、評価損を計上しておりません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当該会計方針の変更による重要な影響はありません。

(表示方法の変更)

貸借対照表の表示方法の変更

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「未収入金」は347百万円となります。

損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めていた「社債発行費」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「社債発行費」は2百万円となります。

前事業年度において特別利益の「その他」に含めていた「受取オプション料」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「受取オプション料」は100百万円となります。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	740百万円	443百万円
長期金銭債権	2,091	638
短期金銭債務	0	0

2 保証債務

次の関係会社が仕入先に対して負う債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
Smartcon Co. Ltd.	181百万円	- 百万円

(注) 当事業年度に実施した株式譲渡によりSmartcon Co. Ltd.を連結の範囲から除外したことに伴い、当社による保証は解除されております。

次の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
株式会社メタップスペイメント	- 百万円	1,000百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	216百万円	103百万円
仕入高	26	0
営業取引以外の取引高	33	24

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度21%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度79%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	422百万円	399百万円
外注費	78	169
地代家賃	163	60
減価償却費	55	17
その他	489	426

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,791百万円、関連会社株式27百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式2,791百万円)は、市場価格がありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	8百万円	- 百万円
減損損失	-	36
繰越欠損金	587	651
貸倒引当金	22	5
ソフトウェア開発費	-	19
投資有価証券評価損	-	18
その他	61	2
繰延税金資産小計	680	733
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	587	651
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	92	81
評価性引当額小計	680	733
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	34.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	0.1	-
受取配当金等永久に益金算入されない項目	0.2	-
外国子会社合算課税	-	-
住民税均等割	0.0	-
評価性引当額の増減	34.9	-
連結納税に伴う影響	0.3	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.3	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「連結財務諸表注記6.企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

MBOの実施及び応募の推奨

連結財務諸表注記「32.重要な後発事象」と同一のため、当該項目をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	工具、器具及び備品	1	0	-	-	1	4	5
	計	1	0	-	-	1	4	5
無形固定資産	商標権	0	-	-	0	0		
	ソフトウェア	57	33	68 (68)	16	6		
	その他	25	17	42 (35)	-	-		
	計	82	51	111 (104)	16	6		

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	2,361	15	2,361	-	15

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、Metaps Plus Inc.の清算終了に先立って実施したデットエクイティ・スワップ方式による現物出資および債権放棄によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.metaps.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第14期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

2022年3月31日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月31日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)

2022年5月13日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

2022年8月15日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

2022年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年4月1日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議案ごとの議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2022年8月15日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。

2022年11月14日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。

2022年11月30日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2022年12月26日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2023年2月27日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

2023年3月30日に関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年3月30日

株式会社メタップス

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 智佳子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 壮一郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社メタップス及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年2月13日開催の取締役会において、マネジメント・パイアウトの一環として行われる株式会社O d e s s a 12による会社の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者に対し本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者の判断に委ねる旨を決議している。また、本公開買付けは2023年3月29日をもって終了し、公開買付者より、本公開買付けが成立し、応募された株券等の全てを取得することとなった旨、会社は報告を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価（連結財務諸表注記11. のれん及び無形資産参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、これまでファイナンス及びマーケティングを中心とする既存事業の拡大と、新規事業や海外展開、M&Aを積極的に推し進めてきた。会社は、取得日における識別可能な資産及び引き受けた負債の正味の金額を超える対価を支払うことにより被取得企業を取得したため、のれんを計上している。連結財務諸表注記11に記載されている通り、2022年12月31日現在、会社はのれんを1,176百万円（総資産の4.2%）計上している。</p> <p>のれんについて、IAS第36号「資産の減損」に従い、のれんを含む資金生成単位グループの回収可能価額を測定し、当該単位グループの帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。会社は、減損テストを実施するにあたり、のれんを含む資金生成単位グループの回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、見積将来キャッシュ・フローは、経営者により承認された事業計画を基礎とした将来計画に基づき見積っており、将来計画は業界の将来に関する経営者の評価や過去の実績等に基づき見積っている。将来計画以後の期間の成長率は、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率をもとに決定している。また、割引率は資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定している。なお、上記検討の結果、会社は当連結会計年度において減損損失を認識していない。</p> <p>将来計画における将来キャッシュ・フローの見積り、将来計画以後の期間の成長率及び割引率については見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴うため、当監査法人はのれんの評価を主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りや割引率の決定に係る内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・割引率の算定基礎となる加重平均資本コストについては、計算の基礎となるインプットについて利用可能な外部データとの照合を行うことでその合理性を評価するとともに、再計算を実施して算定結果の合理性の評価を行った。 ・将来計画の期間の将来キャッシュ・フローについては、経営者によって承認された次年度の予算及び事業計画との整合性を検証した。また、過年度における予算及び事業計画とそれらの実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。 ・将来計画の見積りに含まれる主要なインプットについては、経営者と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、又は過去実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来計画以後の期間の成長率については、市場の長期平均成長率から一定のリスクを反映させた経営者の不確実性への評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メタップスの2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メタップスが2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月30日

株式会社メタップス

取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 智佳子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 壮一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メタップスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メタップスの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年2月13日開催の取締役会において、マネジメント・バイアウトの一環として行われる株式会社O d e s s a 12による会社の発行済普通株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債に対する公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、会社の株主に対し本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者に対し本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の所有者及び本新株予約権付社債権者の判断に委ねる旨を決議している。また、本公開買付けは2023年3月29日をもって終了し、公開買付者より、本公開買付けが成立し、応募された株券等の全てを取得することとなった旨、会社は報告を受けている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、これまでファイナンス及びマーケティングを中心とする既存事業の拡大と、新規事業や海外展開、M&Aを積極的に推し進めてきた。会社は、投資時に被投資企業の事業の将来性を鑑み、被投資企業の超過収益力等を高く評価したため、超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式を計上している。このような関係会社株式は、2022年12月31日現在、市場価格のない関係会社株式残高2,791百万円（総資産の23.7%）に含まれている。なお、超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式について、会社は当事業年度において評価損を認識していない。</p> <p>市場価格のない株式について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」並びに金融商品会計に関するQ&Aに従い、当該株式の発行会社の財政状態の悪化、あるいは超過収益力等が見込めなくなったことにより実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理する。会社は、当該関係会社株式の評価に際し、超過収益力等を実質価額の評価に反映しているため、超過収益力等の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無を検討し、実質価額が著しく低下したときは、減損損失を計上する。会社は、超過収益力等の減少を判断する際に、経営者により承認された事業計画を基礎とした将来計画を踏まえて見積られた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を考慮しているが、将来計画における将来キャッシュ・フローの見積り、将来計画以後の期間の成長率及び割引率については見積りの不確実性の程度が高く、経営者の主観的な判断を伴う。以上より、当監査法人は、超過収益力等が多額に含まれている関係会社株式の評価を主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社株式の評価に係る内部統制の整備状況を理解した。 被投資企業の財務情報及び非財務的な経営指標の予実分析、経営者への質問及び関連資料の閲覧等の監査手続を通じて、実質価額の著しい低下の有無を確かめた。 経営者が実質価額が著しく低下したかどうかの評価の基礎としている将来キャッシュ・フローの割引現在価値について、以下の手続を実施した。 <p>実質価額の評価については、その基礎となる将来計画と経営者によって承認された次年度の予算及び事業計画との整合性を検証した。また、過年度における予算及び事業計画とそれらの実績を比較することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。</p> <p>将来計画の見積りに含まれる主要なインプットについては、経営者と議論するとともに、市場予測及び利用可能な外部データとの比較、類似企業との比較、又は過去実績からの趨勢分析を実施することにより、その計画の実行可能性及び合理性を評価した。</p> <p>割引率の算定基礎となる加重平均資本コストについては、計算の基礎となるインプットについて利用可能な外部データとの照合を行うことでその合理性を評価するとともに、再計算を実施して算定結果の合理性の評価を行った。</p> <p>将来計画以後の期間の成長率については、市場の長期平均成長率から一定のリスクを反映させた経営者の不確実性への評価について検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。